

議 事 日 程 第 4 号

平成29年12月8日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	山	村		明	議員	2 番	工	藤	正	雄	議員	
3 番	堤		郁	雄	議員	4 番	佐	藤	忠	次	議員	
5 番	佐	藤	弘	司	議員	6 番	山	田	富	佐	子	議員
7 番	高	橋		壽	議員	8 番	高	橋	英	夫	議員	
9 番	齋	藤	千	恵	子	議員	1 0 番	鈴	木	藤	英	議員
1 1 番	皆	川	真	紀	子	議員	1 2 番	成	澤	和	音	議員
1 3 番	鳥	海	隆	太	議員	1 4 番	相	田	光	照	議員	
1 5 番	中	村	圭	介	議員	1 6 番	海	老	名		悟	議員
1 7 番	島	軒	純	一	議員	1 8 番	小	久	保	広	信	議員
1 9 番	太	田	克	典	議員	2 0 番	我	妻	徳	雄	議員	
2 1 番	木	村	芳	浩	議員	2 2 番	相	田	克	平	議員	
2 3 番	島	貫	宏	幸	議員	2 4 番	小	島		一	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 將 悟

総務部長	須佐達朗	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	後藤利明	健康福祉部長	堤啓一
産業部長	渡部洋己	地方創生参事	武発一郎
建設部長	杉浦隆治	会計管理者	船山弘行
上下水道部長	宍戸義宣	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	渡辺勅孝	総務課長	安部道夫
財政課長	遠藤直樹	総合政策課長	安部晃市
教育長	大河原真樹	教育管理部長	菅野紀生
教育指導部長	佐藤哲	選挙管理委員会 委員長	小林栄
選挙管理委員会 事務局長	村岡学	代表監査委員	森谷和博
監査委員 事務局長	宇津江俊夫	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会 事務局長	町田和利		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主査	堤治	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第4号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可します。
一つ、米沢市医療連携のあり方等について外2
点、20番我妻徳雄議員。
〔20番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○20番（我妻徳雄議員） おはようございます。
傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。
さわやかに、そして一生懸命努めさせて
いただきたいと思います。市民平和クラブの我
妻徳雄です。

初めに、米沢市の医療連携のあり方等について
質問いたします。

ことし3月の市民平和クラブの代表質問でも市
立病院の将来像について質問させていただきました
ので、今回は、先日示された米沢市医療連携あ
り方検討委員会の意見書を中心にお尋ねします。

まず、地方独立行政法人化の必要性についてお
尋ねします。

ことし3月議会での市民平和クラブの代表質問
に対して渡邊病院事業管理者は、「市立病院と三
友堂病院の一部を再編統合し、新たな病院を設置
するという大きな2つの方針を目指し検討してい
くことが確認されているところです」と答弁して
います。

また、「病院再編統合をとした場合の予定
につきましては、地域医療連携推進法人の設立、
地方独立行政法人への移行とあわせて、新病院の

建設を進めていくことになります」とも答えてい
ます。

答弁でも明らかなように、三友堂病院との地域
医療連携推進法人の導入を目指す上では、地方独
立行政法人化は避けられないとの方向性であった
と認識しています。

しかし、このたびの米沢市医療連携あり方に関
する意見書では、市立病院は、経営の健全化、経
営基盤の強化を図るため、地方独立行政法人米沢
市民病院への移行を進めていくとしています。地
方独立行政法人化を目指す理由がどうして変わっ
たのでしょうか。

また、第5回の検討委員会では、「再編後の両
病院の経営シミュレーションについては、概ね両
病院共に経営を維持・継続できるとの見通しが出
ました」とされています。この経営シミュレーシ
ョンについての詳細をお知らせください。

次に、検討委員会の意見を受けて、今後の進め
方についてお尋ねします。

先日の市政協議会で、米沢市医療連携あり方検
討委員会の意見を踏まえて、ことしじゅうに本市
の方針を示すとの説明がありました。

これも3月議会の代表質問での病院事業管理者
の答弁ですが、あり方検討委員会の協議を経て一
定程度の方方向性が出ましたら、医療連携のあり方
を含めた新病院につきまして、市民参加の協議会、
住民説明会、市民アンケートなどさまざまな方法
が考えられますが、何らかの形で市民の皆様から
幅広く御意見を頂戴したいと考えておりますとの
ことでした。

今後、市民参加の協議会、住民説明会、市民ア
ンケートなどの計画、スケジュールなどをどのよ
うに考えているのでしょうか。

次に、新体制までの救急体制の維持・確保につ
いてお尋ねします。

米沢市医療連携あり方検討委員会の意見書では、
「両病院の経営を安定的に維持・継続するために、
医療情勢や地域医療などの変化に、適宜対応して

いく。建替えについては、両病院が同時に開院することを目指す。時期については、平成35年度（2023年度）までに開院できるように進めていく」としています。

当面は現状を維持しながら、平成35年度に新たに市民病院を開院するということだと思います。その場合、課題とされている当面の救急体制の維持・確保をどのように進めるつもりでしょうか、お答えください。

次に、医療従事者の確保についてお尋ねします。

看護師20名の募集に対し9名しか集まらず、現在、追加募集を実施しています。薬剤師も同じような傾向のようです。医師、看護師などの医療従事者の確保策をどのように考えているのでしょうか。

また、医療従事者の不足などにより現場での過重労働が常態化していないでしょうか。状況をお知らせください。

大項目の2点目、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の改定案についての質問に入ります。

まず、学校の適正規模についてお尋ねします。

平成25年2月に示した米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画では、中学校については米沢市内の中学校を東西南北の4地区に分けて、適正規模・適正配置を進めるとしていました。

しかし、今回新たに示された、平成29年度改定米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画（案）では、「適正規模である12学級を維持するためには、将来的には中学校3校が適正であると考え、現在8校ある中学校を最終的に3校に再編統合します」としています。4校体制から3校体制に変更するのはどうしてでしょうか。

また、平成25年2月に示した計画では、小学校の規模を各学年2学級以上の12学級としています。ですが、小学校の規模が「適正規模を下回ったとしても、関係者の努力や工夫によって規模による課題を補いうる範囲を、小学校では6学級とします」との方向性を示していました。

しかし、今回の計画ではこの記述がなくなっています。適正規模の考え方が変わったのはどうしてでしょうか。

次に、中学校の適正配置の考え方についてお尋ねします。

東西南北から考えますと、西と南ですから単純に米沢市の半分ということになります。中学校の統合を計画どおりに進めた場合、南西地区は相当広範囲の面積になると予想されます。適正配置を考える場合、通学距離や道路状況、公共交通などさまざまなことを考慮し、組み合わせを考えたと思います。その組み合わせの考え方についてお知らせください。

次に、大規模校のメリット・デメリットについてお尋ねします。

中学校を4校体制から3校体制にし、学校の規模をさらに拡大するわけですが、私にはさらなる拡大のメリットが見えてきません。計画案では「将来を担う子どもの教育」を第一義に考え」と記してあります。子供のことを第一義に考える。私も同感です。

中学校の統合というならば、専門教員の配置、部活動の多様化など確かにメリットもあると思います。しかし、特別大規模でなければならないのでしょうか。例えば中規模ではどうしてだめなのでしょう。教育委員会の見解をお聞かせください。

大項目の最後に、猿被害対策の強化について質問します。

市民平和クラブでは、ことし10月に三重県伊賀市の猿対策を視察してきました。これは島貫議員の伊賀市の猿対策についての一般質問を大いに参考にさせていただき、ぜひ直接話をお聞きしたいと視察させていただいたものです。

伊賀市の猿対策はとにかくすごい一言に尽きます。何とんでも「猿問題はほぼ解決するに至った」と宣言しています。

初めに、猿の群れの構成について若干説明しま

す。よく勘違いされていますが、猿の群れはボス猿を中心とした男系社会ではなく、母系血縁を中心とした女系社会だということです。1つの群れは複数の大人の雄と複数の大人の雌とその子供たちから構成されています。

群れで生まれた子供たちのうち、雌は生涯を生まれた群れで過ごしますが、雄は成熟期に達すると群れを出ていきます。雄は違う群れから迎え入れられます。しかし、その雄も3年ほどでまた別の群れへと移っていきます。母系的複雑雄雌群の社会集団の仕組みを考慮した対策が必要だということです。

本市の猿の生息数とその活動の把握状況をお知らせください。

次に、本市の猿対策の状況等についてお尋ねします。

地区での勉強会などの実施状況はどうなっているのでしょうか。また、各地区の有害鳥獣対策協議会の活動についてもお知らせください。

昨年の6月議会での私の質問に対して、当時の産業部長の答弁では、猿の追い払いなどのマニュアルの作成とマニュアルに基づいた実践練習が必要との認識を示しています。そこで、マニュアルの作成などの進捗状況をお知らせください。

また、地区での追い払いの実施状況などを把握しているのでしょうか。その状況などもお知らせください。

さて、三重県伊賀市の猿対策についてです。

伊賀市には2014年春時点で、100頭以上の4群を含む11群、800頭以上の猿が生息していたものと推測されています。

地域で一丸となって獣害対策に取り組むために、地区での講演会を開き、獣害対策の知識を共有したそうです。そうして地区民の理解を得て協力体制を築き、地区・集落を挙げて猿対策に取り組んでいるということでした。

具体的には、猿の頭数の個体管理の徹底を図るために、ICTを使った遠隔監視・操作システム

による大量捕獲を実施しています。このICTシステムは、最大10メートル四方の大型おりやカメラ、センサーを設置し、パソコンやスマートフォンで現地の映像を見ながら画面のボタンを押せばおりが閉まるというものです。

群れ全頭を捕獲するために、半年から1年もかけて地域の方々が毎日餌づけをして、そして全頭がおりの中に入ったところで全頭捕獲するものです。

強調されたのは、地域が主体になってやること、中途半端なところで捕獲すると被害がさらに拡大すること、とにかく全頭捕獲するということでした。

そして、徹底的な追い払いの実施も行っています。猿が出没した場合に、発見者が花火を上げます。その花火を合図に地区の方々が集まり、徹底的な追い払いを実施しています。群れ単位で科学的に管理することが大切とのことでした。

本市も伊賀市の取り組みを研究し、群れの全頭捕獲、群れ単位での管理を実践する猿対策を進めてはどうでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、米沢市医療連携のあり方等についてにお答えいたします。

まず、地方独立行政法人化は必要かについてですが、米沢市立病院は、公立病院改革ガイドラインに示されている地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度、民間譲渡の4つの経営形態のうち、現在は地方公営企業法全部適用により運営しております。

同ガイドラインでは、現在の取り組み状況や成果を検証するとともに、さらなる見直しの必要性について検討することとしており、市立病院が策定した公立病院改革の達成状況としては決して良好なものとは言えないことから、さらなる見直し

を検討する必要があると考えております。

さきに、島貫宏幸議員からの御質問で答弁いたしました、地方独立行政法人化の大きなメリットとしては、中期計画という大枠内での予算の執行が可能となることや人事や組織などの面で迅速な意思決定が可能となることから、より機動性のある効率的な事業運営が期待できるものであります。

また、弾力的な給与体系の構築が可能となり組織の経営状況と職員の利益が一致することから、経営改善に対する職員の意識が高まることなどが挙げられ、より経営改善を進めやすい体制を整えることができることも大きなメリットの一つです。

一方、専門家集団、一例として医療経験者や公認会計士などを委員とする評価委員会からの評価を受け、事業の透明性を確保する必要があることから、より一層高い意識を持って病院運営に当たらなければならない環境になることも、病院事業の運営にとってメリットとなるものと考えております。

このたび市立病院と三友堂病院との医療連携につきましては、急性期医療を市立病院が担い、三友堂病院が回復期医療を担うというように、機能のすみ分けをした上で連携をしていきますので、両病院が安定的に経営を継続していくことが必須であります。

地域に必要な医療の確保という公的病院の役割を果たしつつ、経営改善をより確実なものとするために地方独立行政法人化を進め、経営の健全化や経営基盤の強化を図っていくことにより、地域の基幹病院としての役割が果たせるものと考えております。

また、あわせて民間病院との連携におきましては、より民間の経営形態に近い地方独立行政法人のほうが、人事交流など制度的な面で連携しやすいということも理由の一つであります。

次に、このたびの医療連携に際して行った経営シミュレーションにつきましては、人口推計や患

者の受療率などにに基づき、両病院の患者を急性期医療と回復期医療にすみ分けをした場合を想定して、理論的にシミュレーションしているものではありますが、より実効性のあるものとするためには、地方独立行政法人化による経営改善の効果を期待するものです。

なお、今後三友堂病院との連携を進めていく中で諸条件が整っていくこととなりますが、それに伴い精度を上げていく必要があるものと考えております。

今後の進め方や市民の意見の取り入れをどう考えているのかについてですが、米沢市医療連携のあり方に関する意見書においても、その時期について平成35年度（2023年度）までに開院できるよう進めていくこととされたことから、次年度早々に病院建てかえの基本計画に着手しなければならないと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、その過程において市民アンケートなど何らかの形で市民の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

次に、新体制まで救急医療の維持・確保をどう考えているのかについてですが、開院の目標であります平成35年度（2023年度）までその間の約5年間につきましては、現在の市内救急告示病院による病院群輪番制度の中で救急医療を維持していかなければならないと考えております。

また、並行して三友堂病院との連携を進めていくこととなりますが、両病院ともに建てかえを見据え、現状での経営を維持していかなければなりませんので、開院前に大幅な人事交流を行うことは難しいと考えております。

なお、医師等の人材確保につきましては、大学医局等への働きかけを継続しつつ、独自の人材確保策についても新たに取り組みを検討してまいります。

今後の医療従事者の確保に関してですが、まず医師確保につきましては、三友堂病院との医療連携にかかわらず、医師の勤務環境の改善と病院経

営の健全化には極めて重要でありますので、引き続き常勤医師確保のために各大学医局に強く要請してまいりたいと考えております。

また、大学医局以外の採用につきましても、民間の医師紹介サービスの利用や医師修学資金制度を活用した将来の医師確保に向けた取り組みのほか、国や県などに対し積極的に働きかけを行い、必要であれば市長や米沢市医師会長などの協力を得ながら、医師確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

医師以外の医療従事者については、特に看護師につきましても、今後、市立病院が急性期医療を担っていくこととなることから、より多くの人員が必要となることが予想され、従来行っておりました病院説明会などに加えまして、新たに民間の募集サービスを利用し、人員の確保に努めてまいります。

薬剤師につきましても、来年度の採用者から、日本学生支援機構などから借りている奨学金の返還支援を検討しております。

次に、医療従事者の過重労働が常態化していないかとの御質問ですが、患者数の増加に伴い業務量が増加している部署もあり、その対策の一つとして、病棟では患者さんの朝晩の食事の際にお茶配りなどのために新規に学生のパートを導入したり、一部の部署では勤務時間の割り振りを活用し負担軽減に努めるなど、新たな取り組みを行っております。

また、退職者や育児休業などによる欠員につきましても、中途採用も含め補充していくほか、業務量に応じた人員を配置するよう努めているところであります。

あわせて、年度中途の退職者については、本人の都合などやむを得ない場合を除き極力退職者が出ないように、職場環境等を整えていきたいと考えております。

過重労働に関連しまして、年次有給休暇の取得もあるわけではありますが、今年度年次有給休暇の

取得につきまして職員アンケート調査を行いました。その結果なども参考にしながら、年次有給休暇取得促進に向けた研修会の開催や、より計画的に取得できる体制、仕組みづくりを行い、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 初めに、中学校4校体制から3校体制になった経緯についてお答えいたします。

平成25年2月に策定しました米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画における児童生徒数の基礎データは、平成24年5月時点进行参考として作成いたしました。

その時点では、前年度に生まれたゼロ歳児が中学1年生になる場合まで推計ができますので、本市の中学校生徒数は平成36年度に2,117人となり、4校体制とした場合1校当たりの平均生徒数が約530人でありました。

今回の改訂版における基礎データは、平成29年5月時点进行参考として作成いたしました。前回同様、前年度に生まれたゼロ歳児が中学校1年生になる場合まで推計ができますので、本市の生徒数は平成41年度1,592人となり、4校体制では1校当たりの平均生徒数が398人となってしまいます。

しかしながら、3校体制にしますと1校当たりの平均が約530人と、前回計画と同じ規模の学校が保たれる計算となることから、3校体制へ計画を変更したところであります。

なお、これから生まれるゼロ歳児以下の児童生徒数の予想につきましても、その学区内の年齢構成や今後の土地開発等による影響に左右され、非常に難しいものがございます。

前回策定時においては、児童生徒数がなだらかに減少すると考えておりましたが、結果的には急激に減少し、小学校では推計最終年度の平成30年度から35年度の5年間で4,300人から3,500人へ減

少し、約800人、20%の減少。中学校では平成36年度から41年度の5年間で2,100人から1,600人へ減少し、約500人、24%の減少となる見込みです。

集計時点が違う2つの基礎データで同じ年に生まれた子供の数の変動は余りないと思われますが、1年に生まれる子供の数がここ数年で激減しており、結果として将来の児童生徒数の推計が大きく変わったものと御理解いただきたいと思います。

次に、小学校における適正規模の表記からただし書きを削除したことについてお答えいたします。

平成25年策定の計画において、小学校の適正規模を「各学年2学級以上の12学級とします。しかしながら、学校規模がこの適正規模を下回ったとしても、関係者の努力や工夫によって規模による課題を補う範囲を6学級とします」としていました。今回計画にはそのただし書きを削除しているところです。

これはさまざまな協議の中で、「クラスがえのできる12学級を適正規模としながら、すぐに6学級でも課題が補えるとただし書きで表記したのでは、目指す規模がわかりにくくなるのではないか」という御意見や、「ただし書きを外したほうが目指す学校規模が明確になってよい」という御意見などをいただきまして、今回の計画から削除をしたところであります。

次に、統合中学校における適正配置の考え方についてお答えいたします。

中学校の適正規模につきましては、先ほど申し上げたとおり、4校体制から3校体制と考えておりますので、(仮称)南西中学校については二中、三中、南原中学校の統合となる予定です。そのため、適正配置を考えた場合、その3校の中心地区にある第二中学校の敷地へ配置したいと考えております。

また、第二中学校が県道沿いにあることや歩道の幅が広いことなどから、スクールバスや自転車での通学が安全に行えるということも大きな理由の一つでもあります。

今回の統合につきましては、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の全地区説明会の中で説明会を開催しております。案内につきましては、市内小中学校児童生徒の保護者、幼稚園・保育園の保護者、地区委員を通じ各町内への回覧、広報よねざわ及び本市ホームページにて周知を図りましたので、これからも丁寧な説明に努めてまいります。

なお、第二中学校敷地に統合された場合、遠距離通学となる第三中学校の生徒は、南原中学校区の生徒と同様スクールバスでの送迎になると思われますので、御理解をお願いいただければと思います。

次に、小規模及び大規模校におけるメリット・デメリットについてであります。平成23年2月に策定をしました米沢市立学校適正規模・適正配置等基本方針に詳しく掲載をしております。これは今回策定する基本計画のよりどころとなる基本的な理念をまとめたもので、外部検討委員会により2年間御検討をいただいた内容であります。

そこに、学習指導・生徒指導・学校経営の側面から、大規模校のメリットとしまして、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、一人一人の資質や能力を伸ばしやすい。部活動の選択が広がる。人間関係の構築や社会性・協調性・たくましさを育みやすい。バランスのとれた教職員の配置がしやすい。学習指導や生徒指導で教職員同士による研究・相談・協力などの幅が広がりやすいなどが記載されています。

デメリットとしましては、各児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。学校行事や諸活動において個別の活動の機会を保障しにくい。教職員の連絡調整が図りにくいなどが記載されているところです。

また、小規模校におけるメリット・デメリットについては、おおむねその反対のことが記載されております。

なお、全地区説明会の中でも、ただいま申し上げましたメリット・デメリットにつきまして丁寧
に説明を行っているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 渡部産業部長。

〔渡部洋己産業部長登壇〕

○渡部洋己産業部長 私からは、3の猿被害対策の
強化についての御質問にお答えをいたします。

初めに、猿の生息数とその活動状況についてで
ありますが、本市では毎年12月に調査をしており
ますので、昨年の12月の調査結果となりますが、
確認をいたしました16群に765頭が生息をしてい
ると推定をしております。一昨年平成27年12月の
調査結果と比較をしますと約60頭の増加というよ
うな結果でありました。

このうち農作物に被害を与える猿は14群約670
頭と推定をしており、調査や追い払いのため38頭
に電波発信機を装着しており、このうち4頭には
GPS発信機を装着しております。

この発信機による猿の行動軌跡を見ますと、電
気柵が普及している地区からその他の地区に行動
範囲が移ってきている傾向が見受けられ、広幡地
区などにも出没するようになっております。

次に、地区での勉強会の実施状況であります、
米沢市有害鳥獣対策連絡協議会が市内の全8地区
の協議会を対象にした研修を行っており、ことし
3月にイノシシの生態研修会を実施したほか、5
月には電気柵の事故防止と安全講習会を行い、11
月には先進地である埼玉県秩父市への視察研修を
行い、イノシシと猿に対する効果的な電気柵設置
方法を学んできたところであります。

次に、各地区の猿害協議会の活動状況と地区で
の追い払いの実施状況について御説明をさせてい
ただきます。

市内全8地区の協議会では花火を使った追い払
いなどを実施しており、今年度は連絡協議会から
追い払い用花火を各地区協議会に約5,000本を配
布し、活用していただいております。

また、高齢の方が多い地区や人手の少ない地区
を中心に、モンキーダッグによる追い払いを実施
しております。

このほか、山形県のみどり環境税を活用して、
小野川地区と大平地区では猿の隠れ場所となる草
むらや山際と住宅地の間の雑木等の除去を行った
ほか、山上地区では住宅地内や近接地の放置果樹、
具体的には柿であります、これの伐採を行い、
人と鳥獣のすみ分けを目指した環境整備を実施し
ております。

また、南原地区の協議会では、既に設置してい
る坂下地区の人と猿のすみ分けのための緩衝地帯、
いわゆるバッファゾーンの下刈り作業を毎年2回
実施しております。

なお、今年度から各地区住民の皆様にも鳥獣対
策実施隊員に加わっていただいております、上郷地区
では地域の状況を把握するため地区実施隊員が猟
友会のパトロールに同行し活動を行っております
ので、集落ぐるみでの追い払いの実施に向けて、
各地区が主体となってこのような活動を行っても
らえるよう働きかけていきたいと考えております。

次に、マニュアルの作成とマニュアルに基づい
た実践練習についてであります、追い払いマニ
ュアルにつきましては各自治体で作成をしている
ものを参考に検討しておりますが、まだ完成する
までに至っておりません。

他自治体のマニュアルを見ますと、集落ぐるみ
での追い払いが有効と言われておりますが、集落
によっては日中地区におられる方が少なかったり
高齢の方だけだったりという実情もあり、本市に
合ったマニュアルをつくるためもう少し時間をい
ただきたいと考えております。

なお、追い払いの効果を高めるためマニュアル
に加えることを検討しております花火の効果的な
使用方法につきましては、先行してチラシをつく
り配布をする予定としております。

今回議員からお聞きしました伊賀市での追い払
いの効果が出ているとお聞きをしておりますので、

これらも参考にさせていただきたいと考えております。

最後に、三重県伊賀市の猿対策を参考にした取り組みの検討についてであります。本市でも伊賀市が猿対策で行った大型おりによる群れの一斉捕獲の可能性についても検討していきたいと考えておりますが、捕獲実施までには餌づけによる誘引期間が必要とのことでありますので、その期間は当該地区のほか近隣地区への被害が発生するおそれがあることや、猟友会だけでは対応が難しく、特に一定期間必要となる餌づけには地区住民の皆さんの協力が不可欠でありますので、地区の皆さんと十分協議し同意を得た上で実施する必要があると考えております。

また、過去の事例では、捕獲に成功しても数年のうちに他の群れが侵入してきたということもありますので、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、このたびいただいた伊賀市の資料によりますと、地域住民、猟友会、行政の役割分担を明確にし、地域が主体的に取り組んだ地区においては、議員もお述べのように猿の問題はほぼ解決に至ったという評価も出ておりますので、伊賀市での成功事例を参考として、本市においてもこうした対策がとれないか、今後地域や猟友会などとも十分に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） まず、地方独立法人化の関係ですけれども、いろいろと調べますと、地方独立法人化への移行は中期目標、先ほど説明いただきましたように中期目標の設定や中期計画の作成、定款の設定、条例・規則の改廃など相当の事務量が発生すると予想されます。

さらに、移行後も地方独立行政法人評価委員会の設置、中期計画等の策定及び業務実績の評価を受けるための業務、工事請負及び医療機器購入等の契約業務や施設工事管理業務など事務量が今と

違って増加すると思われます。先進事例では、事務量の増加に伴いコストの増加も報告されているようです。

その点についてどのように想定されているでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今我妻議員仰せの通り、独法化の移行までの経費、それと移行後の経費、さらに事務量がふえることは想定してございます。先進地等のほうの視察等でも確認させていただいておりますが、事務量は確かにふえるというのは認識しておりますが、それ以上に、地方独立行政法人化することによって経営の健全化や経営基盤の強化に資するものということで、経費、事務量以上の効果を期待しているところでございます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） 先ほどの答弁でちょっと理解できなかったのですが、先ほど病院事業管理者の答弁の中で「職員の利益が一致する」と、独法化した場合という答弁だったというふうに思いますけれども、具体的にどんな内容なんでしょうか。お知らせください。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 現在、全適ですと、地方公務員法等々の制約がございます。頑張っただけの成果というのがなかなか出しにくいところがございますけれども、独法になりますとより企業に近いような考えになりますので、頑張った分その成果が職員のほうに返ってくるということが期待されます。

ただこれは確実ということではございませんが、理論的にはそういうことも可能ということでございます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） 逆に考えると、経営が安定しないようなときは職員にちょっと御負担をいただくようなことになるということですか、だ

とすると。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 独法化するに当たっては、それ以前にある程度の経営の健全化というのが必要と認識しております。その効果をより維持・発揮するために独法化という手法を想定しているわけでございますので、当然そういうことがないように、今議員おっしゃったことも想定されますけれども、ないとは申しません。ただそういうことがないように、私どものほうでも経営の健全化に努めていきたいと思います。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） 公立病院は、皆さん御存じのように不採算部門も公立病院という性格上抱えております。でないと米沢市の医療が守れない部分もございますので、なかなか独立採算的にうまくいかない部分も、全国的な例からいくと多くあるというふうな私も認識を持っています。

そのような観点からもう一点お聞きをしますけれども、経営シミュレーションの中で独法化を前提にした経営シミュレーションだったのでしょうか、今回行ったのは。

この間、市政協で聞いたときにはそうではないようなお話だったように思うのですが、今回のシミュレーションについてはどうだったのでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 いわゆる独法に移行するための経費というものについては見ておりますけれども、それによる効果というものは実は数値にはあらわしにくいと。理論的なシミュレーションをより確実なものにするということで、独法化のほうを期待しているというところでございます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） 職員の皆さんからいろいろお聞きをすると、きちんと中身についてよくわからないと。説明もなかなかきちんと受けてい

ないということで、すごく不安なわけですね。公務員という身分からどうなるんだというようなことも含めて、すごい不安だらけというのが今の状況のようです。

職員の皆さんに対してきちんとこの間話をしてきたのでしょうか。そして、これからきちんと話をしていくということになっていくのでしょうか。その点はどうですか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 あり方検討委員会の意見書を頂戴したわけですがけれども、その開催の都度、職員に対しては文書でもってお知らせしているところでございます。

ただ、あくまでもそれは要約した部分でございますので、深い中身までは実は行き渡っていないというのは確かでございます。

近々、院長みずからが職員に対して、そのあり方検討委員会の意見書について説明する機会を設けております。ただそれでもまだ不安というのは払拭できるものではないと思っておりますので、時間はかかるかと思いますが、時間をかけて職員の不安を払拭するような説明の場を定期的に設けていきたいと思っております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） 先進事例などを見ますと、結構職員の皆さんに丁寧に説明を繰り返してきているとか、組合の団体交渉などにおいても、相当時間を費やし回数もかけながら丁寧にやってきているというふうに思います。

その点も、まずきちんとスタートのところからやっていただきたいというようなことと、これは私の考え方なのかもしれませんが、職員の身分が公務員でなくなると。先ほどからいろいろ説明をいただきましたけれども、独立行政法人化のメリットを考慮しても、なかなかその独立行政法人に向けてやるメリットが少ないように私は思えるんですよ。

職員の意識の問題とかその不安の問題、そのこ

とをやっぱりどう払拭していくんだと。時間をかけながら、私は丁寧な説明をしながらでなければだめだと思いますし、その理解を得るといような取り組み、同時にそのメリットをもっともっとわかりやすく言ってもらわないと、判断の材料がなかなかない。その点についてはいかがなものですか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 再三申し上げます、職員の不安は当然だと思っております。ただこれも当然話し合いをしていかないと、どういったところが不安なのか、どういうところを知りたいのか、そこら辺は話し合いながら整理して丁寧に説明していきたいと思えます。

また、あわせて、身分、給与関係について大きく変わるものではないということもあわせて御説明したいと思えます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） 先ほどの説明では、一生懸命やった人にはそれなりのというような説明でしたので、その給与体系の導入の方法などについてもいろいろ検討されるというような御答弁でしたよね、最初の壇上からの御答弁も含めると。今の部分はちょっと矛盾しませんか、だとすると。いろいろな給与体系も含めて検討することなんだと思うんですが、その点いかがですか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 私がただいま申し上げましたのは、いわゆる最低保障の部分ということでございます。そのプラスアルファについては、今この場でこれだけしますよというのは言えませんので、そこら辺はお酌みおきいただきたいと思えます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） 独法化については、丁寧な議論を進めていただきたいというふうに思います。

もう一点、市立病院の関係でちょっと気になっ

ている、やっぱり人をどう確保するんだと。あと開業までまだしばらく時間があって、現状の中でやっていかざるを得ないという御答弁だったというふうに思います。だとすると、医師の確保策とか医療従事者の確保は相当頑張っていたかかないと大変なのかなというふうに思います。

先ほど御答弁あったような内容を一生懸命やるということなんだと思うのですが、もっともって私は頑張っていたかなければなかなか大変ではないのかなと今の時点で思っていますが、その点いかがなものですか。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 米沢市医療連携あり方検討委員会の中では、山形大学のほうからも参与であります嘉山先生が委員長として参加いただいたわけでありましたが、その中でも、市立病院がこれからいろいろな改革をしていくに当たって、蔵王協議会という県内での医師の支援を協議する場がありますが、蔵王協議会としてもしっかり応援をしていくというお言葉をいただいておりますので、今まで以上に支援はいただけるものと期待をしているところでございます。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番（我妻徳雄議員） 繰り返しませんけれども、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

時間の関係もありますので、次に学校の適正規模・適正配置の関係についてお伺いいたします。

私も、生徒数の減少とか出生数についてもずっと調べてきました。数値は申し上げませんが、平成22年度から25年度ですとおおよそ年間40名ぐらいつつ下がっているようです。25年から28年まででしたけれども、数値として調べられたのは、この部分についても年間40名ぐらでした。

いわゆる右下がりの直線を描いています。こういうふうに下がっていると。当時25年の段階でも、この40名ずつ減少していくことは推計ができたというふうに思うんですよ。今の右下がりの直線か

らいくと。

その点はどうですか。25年時点でこのような推計をしながら4校でいこうとしたのではないんですか。どうでしょうか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 大分前から出生数は減ってきておりまして、なだらかな減少傾向であったというふうに思います。

ただ25年度の出生数が大体700人であるのに対して、28年度500人ということで、思いがけない減り方をしております。出生数だけで見ますと、平成3年から平成23年の約20年間かけて200人減ってきたお子さんの数ですけれども、それが23年から28年のわずか5年の中で200人減ったということで、すごく今までにない急激な減り方をしております。

28年度の統計を改めて見た場合に、2,000人規模じゃなく1,500人規模になるということがわかりまして、このままでは平成41年度の生徒数を見ますと、中学校ほとんど全てが文部科学省の基準でいうと適正規模に満たないという数になってまいります。そうした場合に、例えば3学級の学校とか6学級の学校があるというふうになった場合に、やはり米沢市全体の再編を考えなくちゃならないというような考えで、現在の3校体制の計画案をつくったところでございます。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番(我妻徳雄議員) 平成22年714人、23年693人で21名減、24年651人で42名減ということでずっと続いていて、ほぼ右下がりの直線です。だから、言っているのは。

だから、25年時点でずっと右下がりの直線だから、下げ幅はおおよそ検討ができただろうという話をしているんです、私。

それによって4校体制にしたのではないのかと。この29年に来てがくんとこうなったわけではなくて、そのまま右下がりの直線で描いていると。だとすれば、それは推測して、何で3校に変わった

んでしょうかという質問をしているんです。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 24年度の時点の4校体制というところで……（「25年の2月だべし」の声あり）532人規模……（「25年」の声あり）25年2月の策定の計画であります530人程度の学校が4つということでございましたけれども、先ほどと重なりますが、今年度の新しいデータを見ますとどうしてもその数にならないということでありまして、このまま行っただけであれば先ほどの4校体制で300人台の学校ができてしまうということで、現在、教育委員会としましては3校体制というふうに踏み切ったわけでございます。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番(我妻徳雄議員) 繰り返しませんけれども、予測はできたんだというふうに思います。数値からぼっていくと。変わったとすればもうちょっと丁寧なやり方をしなきゃだめだと思います。もっともっと丁寧に。

そして、もう一点お聞きをしますが、特別、中規模ではどうしてだめなんですか。先生の確保もある一定程度できる。一定程度の部活動の数もある。中規模と言われる学校であればどうしてだめなんですか。その点どうでしょうか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 目指すところの530人程度というのは、まさに中規模だと思います。大規模というのはもっと大きな学校、700人とか800人とかとなりますので、12学級から18学級を適正規模としておりますので、この範囲の中は適正規模でありまして、大規模ではないというふうに思っております。私たちは、大規模校を目指すわけではなくて、適正な規模を目指しているということであります。

ただ先ほど申しました平成41年度の9学級という学校につきましても、今後それを維持することが可能なかどうかということを考えますと大変不安でございますので、まず10年後でも適正規模

が保てる学校の配置というふうなことを考えているところでございます。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番（我妻徳雄議員） ちょっと質問の仕方が悪かったですね。530人規模と400人規模でどう違うんだべと、だとすれば。その違いで何でだめなんだべということをお聞きしたかったんですが、もう時間がないので、それはこの次また新たな席でお伺いするようにします。

最後、猿問題です。ぜひ私はやったらいいと思うんですよ、いろいろ勉強していただいて。今すぐ伊賀市と全く同じ、県の実証実験も含めてやっていることですから、この伊賀市の場合ですと。結構国の補助金も入っていますし。

けれども、中山間地域の、きのう鈴木藤英議員も言っていましたけれども、苦勞している実態、そしてさらにどんどんどんどん中心地に猿がやってきているような状況の中で、今までなかったわけだべ、猿被害を何とか防げるようになったとかよし、全国的に。それが伊賀市ではほぼなくなったと言っているわけです。そんなところをぜひ勉強して、私、やってもらいたいと思います。

伊賀市はもっともっと細かく調べていくと、その群れの遺伝子などもきちんと勉強して、この群れについては一挙に全部捕獲してもいいというようなこともあっていろいろやっていますけれども、そういうことも含めて少し一生懸命やってみて、市長にちょっとお聞きしていいのかなんですが、通告していないんですが、ぜひとも市長、やってもらいたいと思うんですよ。そういう先進地が出てきたということだけで私はすごいと思うんですが、いかがなものですか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 これだけ猿の害というのもこの米沢でひどくなっているという状況も私も承知しております。

ただ一方で白猿という問題もあって、市民の合意というものをどうやって形成していくかという

こともあると思いますので、そこもしっかりと調査しながらやっていきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 以上で、20番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、東北中央自動車道の開通により、本市の観光振興と活性化をどう図っていくのか外2点、6番山田富佐子議員。

〔6番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○6番（山田富佐子議員） 皆さん、おはようございます。公明クラブ山田富佐子でございます。寒い中、きょうも多くの皆様に傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

ことしも早いもので残すところ3週間となりました。この時期になると決まり文句のように皆さん「あっという間の1年だった。早くてことしも終わるなあ」などと口々に言われますが、余談ですが、このことは学術的にも実証されております。

ジャンネーの法則によると、1年が早く感じるのは年を重ねてきているから、つまり年長者の心理的現象とも言われています。私も身体的にはグルコサミンが少々不足して関節の動きが悪くなっていますが、議員の役割として、市民の目線、市民の立場で生活が少しでも前進できるよう、大切な税金が適切に使われるようチェックし、議員力向上を目指し日々成長していきたいと考えています。

本日もこの壇上に立たせていただき、毎回傍聴に来ていただいております市民の皆様、そして御

指導いただいている島軒議長を初め、先輩・同僚の皆様、中川市長を初め、各行政の皆様に感謝をし、ことし最後の質問をさせていただきます。

1、東北中央自動車道の開通により本市の観光振興と活性化をどう図っていくのかについて。

11月4日東北中央自動車道が開通しましたが、開通セレモニーに石井国土交通大臣を初め、多くの来賓の御臨席のもと、すばらしい開通式が行われました。私も歴史的な場面に参加をさせていただき、大先輩方の熱い思いと御苦勞により、私たちは今このすばらしい栗子道を通行することができることに感謝の思いでいっぱいです。

県外の友人からも「今までは栗子はトンネルとカーブが多くて冬は大変危険だった。しかし、東北中央自動車道が開通し、どこまでも真っすぐな道路、トンネルも明るく、快適に運転ができる」と感動しておりました。

来年4月20日には道の駅米沢もオープンします。また、来年平成30年度中には、高畠―上山間が開通し、東京から福島―米沢―山形と一体的な高速交通網が完成します。

市内あちこちに「日本一の無料トンネル」「未来を開く東北中央道」ののぼり旗が立ち、高速道路開通を本市のビジネスチャンスと捉え、米沢の活性化に向けて意気込みが見られます。

行政はどのようにこのチャンスを生かしていく考えなのか、最初に、西條天満公園と武者道をどのように観光に生かしていくのかについてお伺いいたします。

本市では、平成22年より都市再生整備計画に基づき、公共施設の整備を初め、11事業を実施しました。その中には、人工芝サッカー場の整備、新図書館や中部コミュニティセンターの建設、そして西條天満公園と武者道整備事業などがありました。

西條天満公園と武者道の整備は、土地の取得費用を含め約3億円の事業であったと思います。この事業は、市民や観光客がかつてのお堀のあった

風景、そして侍が走り抜ける道路をイメージしながら散歩できる、歴史を感じる西條天満公園と武者道の整備とお聞きしておりましたが、どのような活用をされているのか。そして、観光振興に今後どのように活用していくのかについてお伺いをいたします。

次に、道の駅米沢からまちなかへの周遊をどのようにしていくのかについてお伺いいたします。

道の駅米沢は、山形県の玄関口（ゲートウエー）としての機能はもちろんのことですが、交流人口が増加し、米沢のまちなかに観光客があふれるような仕組みづくりが必要と考えます。

前市長は、道の駅から米沢八湯会や市内の観光施設との連携した周遊プラン、米織の工場見学ツアー、オフィス・アルカディアのスマートハウスツアーなど観光周遊コースやまちなか観光を提案しておりました。

道の駅は物産や商品の取り扱いだけでなく、道の駅から観光客を地域へ誘導を促す機能を果たさなければならないと思います。このことをビジネスチャンスとして、地域全体に高速道路や道の駅の恩恵が波及するような体制、まちなかへ足を延ばしてみたくなるような仕組みづくりが必要と考えますが、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

次に、高齢者に優しい除雪を今後どのように考えていくか。

今冬は例年になく寒波が多く冷え込む日が続いていますが、昨年は都心で11月に積雪があり、観測史上初とのニュースが報じられておりました。地球温暖化は夏の猛暑や大型台風の発生だけでなく、冷え込みや大雪をもたらすと指摘する専門家もおります。いずれにせよ米沢はこれから雪との闘いが始まります。

県立女子短期大学・栄養大学の北側の歩道の除雪については、歩道の幅が1.5メートルと狭く電柱も多いため困難とのことで、学生は道路や雪解けの水たまりの上を歩かなければならず、「かわい

そうだ。何とか歩道除雪できないか」との地元からの声が上がっておりました。

南側の歩道は、松川小学校の西門から大学の正面カーブのところまでの歩道除雪でした。カーブから信号機までは電柱も1本、ブロック塀も1カ所と比較的障害物が少なく除雪しやすいため、歩道の除雪延長を要望し、今冬より大学の正面南側から信号機までの歩道を除雪していただけるようになり、大学及び地元関係者から大変喜んでいただいたところです。

平成24年の市民満足度調査では、雪対策について「重要」「比較的重要」を合わせると81.8%と高く、平成26年市民アンケートでは「冬期間の除排雪の充実・強化」では75.2%の市民が「重要」と返答しております。

この2つのアンケートの対象は市内在住の市民ですが、対象年齢の違いなどもあり一概には言えないものの、本市において誰もが雪対策が重要課題と考えていることは読み取ることができます。

本市では平成23年より優しい除雪を目的に高齢者等世帯対象に、道路除雪によって両側に押し出される雪の量を少なくする押雪軽減を行っています。これはあくまでも押雪を軽減するものであり、雪を全く置かないというわけではありませんが、今後ますます超高齢社会となり申請者も多くなると思います。

本市の現状として、最初に、押雪軽減の申請者の数と推移をお伺いします。そして、この制度は委託業者に対し市からの費用が発生しているとお聞きしていますが、費用額についてお伺いをいたします。

委託業者のオペレーター、除雪機械の運転手のことをいいますが、このオペレーターの方は1路線だけでなく複数の道路を除雪しております。オペレーターが変更になった場合、押雪軽減は確実に行われるのか。申請者の把握をどのようにされているのかについてお伺いをいたします。

次に、申請者の満足度についてどのように調査

または確認されているのかをお伺いいたします。

今後高齢者世帯が多くなれば、押雪軽減の申請者が飛び飛びではなく二、三軒続くことも考えられますが、押雪軽減は確実に行われるのか心配ですが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

議長の許可をいただき、シャッターブレードの資料を配らせていただきましたのでごらんください。カラーでないためわかりにくいかもしれませんが、県では、除雪車に対するシャッターブレード板を導入すると聞きました。

これは除雪作業形態を変えずに、交差点やバス停などを通過する際に除雪した雪を最小限に抑えるために、ブレードの左端にあるシャッターブレード板（遮蔽板）を上下することにより、雪こぼれを防止できるブレードです。

これにより交差点、バス停、また本市のように押雪軽減を行っている場合に、高齢者世帯の前の雪こぼれの防止ができます。交差点の雪こぼれや残雪の処理を省略することができるということで、大いに活用できると思いますが、導入についての考えをお伺いいたします。

また、押雪軽減制度の今後の課題をどのように捉えているのかについてもお伺いをいたします。

3、予防医療の推進についてお伺いいたします。

多くの病気は必ずしも加齢が原因ではなく、生活習慣の結果起こることが明らかになってきています。言い換えれば、不健康な生活習慣を改めることにより多くの病気は防ぐことができるのです。

だからこそ、乳幼児から高齢期までの全ての世代に対し、病気を予防する早期発見・早期治療をすぐ取り組み、重症化予防のための全庁的な体制、取り組みが重要です。健康長寿日本一の米沢を達成するために、現状分析ときめ細やかな計画を立てなければなりません。

1、本市の健康課題について、国民健康保険の保険者としてどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

次に、特定健診受診率向上のための取り組みと

課題は何かについてお伺いをいたします。

平成27年度の特設健診受診率は33.5%で、前年より伸びました。特設健診が開始された平成20年度は19%で、7年間増加傾向にありましたが、平成28年度の結果は減少傾向とのことでしたが、結果についてお伺いをいたします。

健診については、早朝健診や女性に合わせたレディース健診、地域ごと健診、土曜日健診、午後健診、社会保険の被扶養者健診、節目健診など、多くの市民に健診を受けやすいように対象者に合わせて時間や方法などを工夫、努力していただいております。

しかし、それでも健診受診率が上がらない理由についてお伺いをいたします。

次に、ロタウイルスワクチンの公費助成についてお伺いいたします。

このことは9月にも質問をさせていただきましたが、再度質問をさせていただきます。

ロタウイルス感染症については、簡単に説明しますと、感染性胃腸炎の原因となるウイルスの中で極めて強い感染力を持ち、特に生後4カ月から2歳までの乳幼児が感染すると、米のとぎ汁のような白い下痢便や嘔吐の症状が激しく見られ、脱水症やけいれん、肝不全、脳炎・脳症などの重篤な合併症を起こすこともあります。そのため入院治療が必要となることもあります。

日本では、小児の急性脳炎・脳症は、インフルエンザの次にロタウイルスが多いとの結果も出ております。5歳以下の患者数は年間約80万人、そのうちの4分の3は2歳以下です。

また、近年では保育園や幼稚園での集団発生も見られ、山梨県、岩手県、東京都、大阪府など全国で発生。2年前には沖縄県石垣島で19の保育施設で181人が感染し、過去前例のない集団感染となりました。宇都宮市では2例の死亡例もあります。

平成23年より任意接種でワクチン接種が開始となりましたが、定期接種に組み込まれていないため費用は1回当たり1万円から1万5,000円で、薬

剤により2回または3回の接種が必要です。合計費用は2万7,000円から3万円と高額です。

接種させたいと思っても家計の経済的負担が大きく接種をちゅうちょする保護者から、公費助成していただきたいとの声も聞かれます。全国では297自治体で公費助成が実施され、東北では43自治体、県内では寒河江市、天童市が行っております。

9月の健康福祉部長の回答は、ロタウイルスワクチンは任意の予防接種であり、安全の確保と不慮の事故が起きた場合の補償などを考慮し、国の動向を見ながら定期接種になった場合には速やかに対応するとのことでした。

そして、副作用の発生については調査していないとのことでしたが、3カ月を経過し、その後、実施されている自治体からの副反応を含め調査されたかを伺います。

米沢の将来を担う子供たちが健やかに成長し、親も安心して子育てができる環境、そして市民一人一人が健康であり続けられる米沢を、私たちがつくらなければ誰がつくるのでしょうか。ぜひ前向きな回答を期待し、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 渡部産業部長。

〔渡部洋己産業部長登壇〕

○渡部洋己産業部長 私からは、1の東北中央自動車道の開通による本市の観光振興と活性化についての御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、(1)の西條天満公園と武者道の観光での活用についてであります。本市では西條天満公園と武者道を含めてまち歩き観光に生かすため、平成27年度に国の地方創生交付金を活用した2つの事業に取り入れております。

1つ目には、日本語と英語を併記したガイドブックを作成いたしました。この中で西條天満公園を、直江兼続の指揮で築かれた旧米沢城三の丸跡の遺構を活用した公園として、また武者道を、当時の下級武士が帯刀せず忍んで買い物をする際に利用した道として取り上げ、上杉神社や上杉伯

爵邸などとともに歴史散歩や城下町米沢の散策スポットとして取り上げております。

2つ目には、各種団体の協力をいただきガイドが案内するまち歩きコースの中に、西條天満公園と武者道を取り入れたコースを3つ設定をして活用しております。

このほか、各種パンフレットや観光マップ及び観光情報サイト「米沢観光ナビ」においても、歴史と伝統、城下町米沢を歩くとして、上杉神社や松岬神社、また白子神社などとともに紹介し、米沢の観光ルート、まち歩きコースとして生かしているところであります。

さらに、西条天満公園については各種イベントで市民の方々に活用していただいております、ことしの2月の上杉雪灯籠まつりでは、夢プロジェクト「竹あかり×ゆき×祈り」の会場として雪灯籠まつりと連携をしたイベントを行い、まちなかへの周遊促進を図りました。なお、この取り組みは来年の雪灯籠まつりにおいても行う予定であります。

このほかにも、夏には姉妹都市であります沖縄市にちなみ「沖縄だらけの夏祭り2017」が、秋には「なせばなる秋まつり」と同時開催で音楽で地元を盛り上げる「YONEZAWA ROCK FES 2017」が開催されており、まちなかに市内外からお越しいただいております。

今後さまざまな団体などの御協力をいただきながら、まちなかの観光素材としてまちなかへ人を誘導するよう仕掛けづくりを行っていきたいと考えております。

次に、道の駅米沢からまちなかへの周遊をどのようにしていくのかについてであります。道の駅米沢には市内のみならず置賜や県内への周遊を促す総合観光案内所を開設し、観光案内及び情報発信を行うこととしております。

この総合観光案内所でのまちなかへの誘導策として、市内などの周遊ルートの提案や案内はもちろんのこと、議員もお述べになりました着地型旅行商品の企画、販売などを行うとともに、自立型

でタッチパネル式のデジタルサイネージとタブレットコーナーも設置し、お客様が自由に情報などを入手することができるようにするほか、仮称ではありますが、「まちナビカード」というクーポンつきのデザイン的にもお土産として持ち帰りたいような各お店を紹介したカードを作成し、市内への誘導を図りたいと考えております。

また、道の駅米沢の食のエリアと物産エリアでは米沢を代表する特産品を販売、提供いたしますが、あわせて商品を扱う店舗の情報や道の駅で販売をしていない商品なども紹介することで、市内への誘導を図ってまいりたいと考えております。

このように道の駅米沢に来ていただいて、ここで市内へ誘導するための情報を見ていただき、まちなかに周遊していただけるようさまざまな仕掛けを構築しているところでございます。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、2の高齢者に優しい除雪を今後どのように考えていくのかについてお答えいたします。

初めに、現在取り組んでおります押雪軽減制度の状況についてお知らせいたしますと、市道における押雪軽減届け出数は平成26年度493件、平成27年度684件、平成28年度782件と、高齢化が進むにつれ増加傾向にあり、今年度につきましても11月30日現在で750件の届け出が提出されている状況にあります。

また、押雪軽減制度は市と委託業者とが協働で行う「優しい除雪」を行うもので、その1件当たりにかかる費用につきましては委託業者に対して市が半分負担する制度としております。

平成28年度の実績では市の負担額は1回につき390円、こちらは税抜きであります。延べで1万6,859回作業を行っており、費用の総額は約710万円となっているところでございます。

なお、押雪軽減制度につきましては本市独自の

制度となっており、市道に面した方が対象となっておりますが、国・県道沿線の方から申請があった場合には市と同じ対応をしていただくよう、国や県に対し市から協力をお願いしているところがあります。

次に、オペレーターが変更、交代した場合の対応ではありますが、押雪軽減の届け出には各町内会単位で位置図をつけて提出をしていただき、該当する各路線の除雪委託業者にはその位置図を示して依頼するとともに、オペレーターが病気などにより運転を交代する場合を考慮し、委託業者との契約時において正副の２人体制で除雪作業に当たれるように指導をしているところでございます。

その周知方法であります。降雪前の事前除雪路線調査において、正副の両オペレーターが路線状況の把握とともに押雪軽減対象者宅の確認をするようにしており、シーズン途中での追加や変更が生じた場合にはその都度情報を共有して、漏れがないかを確認しているところであります。

また、重機の運転席には最新の位置図を常備し、正副どちらかが運転しても対応できる状況にしており、押雪軽減が漏れずに作業されるように努めているところでございます。

次に、押雪軽減を実施している方を対象とした調査についてであります。押雪軽減作業は、路線除雪作業の中でオペレーターが機械操作によって、対象者宅の間口部分で排土板の向きを変えて押雪の量を極力少なくする作業であります。そのため、降雪の初期には効果が見えても堆雪量が多くなると効果が見えにくくなることや、路線環境や排雪作業の実施の有無によって堆雪できる量が異なることから、これまで満足度調査や効果の検証までは行っていないところであります。

大雪のときには押雪軽減の効果について御意見をいただくこともありますが、申請者や御町内に御理解がなければ成り立たない制度でありますので、丁寧に説明させていただき御理解をいただくように努めているところであります。

次に、押雪軽減対象者宅が二、三軒続く場合に軽減効果を上げる方法として、ただいまシャッターブレードつき機械を導入してはどうかという御提案をいただきました。

書面でシャッターブレードについて御紹介ありましたが、このシャッターブレードは交差点除雪などで除雪した雪を交通の障害となるようなところには置いていかないように一時的に抱え込むことができる装置であります。このシャッターブレードにつきましては既設のグレーダーやドーザーには装備することができず、新しくグレーダーやドーザーを購入する場合にオプションとして付随する装置となっているところであります。

また、路線用除雪機械台数は、市保有及び業者保有で約210台によって除雪作業を行っておりますので、押雪軽減効果を目的に現有機械を買いかえて新規装着することは難しい面もあるところであります。

そのようなことから、市所有としてグレーダーやドーザーを交付金により更新購入する場合にはその交付金対象となりますので、今後試行的にシャッターブレード装着機械の導入について検討を行っていきたいと考えているところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、押雪軽減の課題と今後の対応についてありますが、御承知のとおり、押雪軽減支援制度は降雪の初期には効果が見えても、堆雪量が多くなると効果が見えにくくなりますので、ある程度堆雪量に達したならば排雪作業が必要になってきますが、除排雪協力会がない路線では排雪の環境が整っていないため、どうしても効果が見えにくくなる時期が早くなってしまいます。

そのようなことから、押雪軽減対象者宅のある路線には除排雪協力会の設置と堆雪状況に応じた排雪を実施していただくことが課題であると捉えているところであります。

これらの課題を克服し、高齢者に優しい除雪を行うためには、市と業者だけではなかなか対応

が困難なところもあることから、市の広報等を通じて粘り強く市民の意識の啓発を図っていきたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 後藤市民環境部長。

〔後藤利明市民環境部長登壇〕

○後藤利明市民環境部長 私からは、3の（1）の本市の健康課題は何かにつきまして、米沢市国民健康保険の保険者として健康課題をどのように捉えているかとの御質問にお答えいたします。

平成25年度から平成27年度までの本市の国保被保険者の疾病別医療費の推移によれば、3年連続で最も多額の医療費を要しているのは高血圧性疾患であり、次いで糖尿病となっております。

さらに、平成29年5月診療分の診療報酬明細書を調査しました山形県国民健康保険疾病分類別統計によりますと、男女とも糖尿病の1人当たりの医療費が県内35の国民健康保険者の中で5番目に高い状況となっております。

また、人工透析を行っている国保の被保険者に発行している特定疾病療養受療証について、同受療証の更新月である8月の発行数は、平成27年と平成28年は50人、平成29年が46人と毎年50人ほどで推移している状況です。

このようなことから、国保保険者としましては、高血圧性疾患や糖尿病の発症の抑制を図るほか、重症化を予防し、人工透析患者を減少させることが医療費適正化に大きく寄与するとの認識を持っています。

国保における人工透析患者は協会けんぽなどの被用者保険から国保に移ってこられた人が多いことから、糖尿病の予防を初め、重症化を防ぐための取り組みを被用者保険と連携していかに実施していくかが課題であると考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは、3の予防医療

の推進についてのうち（2）特定健診受診率向上のための取り組みと課題は何か、それから（3）のロタウイルスワクチンの公費助成についてお答えいたします。

最初に、特定健診受診率向上のための取り組みと課題についてお答えいたします。

特定健診につきましては、健診希望調査（兼）集団健診申し込みを受けまして、その回答をもとに個人通知を行って健診を案内しているほか、健診ガイドブックを全戸に配布して受診率向上に努めております。

また、平成29年度は新たに特定健診の対象となる40歳到達者に個人通知を行い、健診の内容をお知らせし受診勧奨を行うとともに、小中学校を通じて子育て世代の健診受診及び生涯を通じて健康づくりを目指した内容のチラシを配布するなど、いろいろな機会を通じて健診受診勧奨に取り組んでおります。

そのような取り組みに加えて、健診未受診者に対しては10月に再度の個人通知や外部委託による電話での受診勧奨のほか、健康課職員も直接電話勧奨を実施いたしました。

健康課職員からは約800人に電話勧奨し、結果としましては約1割の方が集団健診の申し込みにつながりました。また、それぞれの方の状況をお伺いする中で、治療中のため特定健診受診が必要ないと話される方や職場で健診を受診したり個人的にドックを受けているという状況もありました。職場健診や個人的に健診受診している方には、米沢市の特定健診受診者としてカウントできるように、健診結果の情報提供をお願いしたところです。

受診率向上のためには、新規受診者をふやすとともに、特定健診受診者が継続して受診する取り組みも重要となります。平成27年度から健診結果説明会を開催し、健診受診者へ検査値の見方や生活習慣の見直し、継続受診の必要性などの丁寧な情報提供を行うとともに、健診結果説明会未参加者には保健師が訪問などにより事後指導を実施し、

市民とつながりじっくり話を聞きながら、顔の見える保健師活動を展開してまいりました。

しかし、先ごろ示された平成28年度の法定報告結果では、受診率は33.0%で、平成27年度と比べ0.5ポイントの減となりましたが、国保連合会からのレセプトと健診歴のクロス集計の結果によりますと、特定健診3年連続未受診者の約7割は医療機関を受診している状況であることから、医療機関と情報共有するなど今まで以上に医師会と連携した取り組みにより、新規受診者をふやす必要があると考えております。

続いて、ロタウイルスワクチンの公費助成についてお答えいたします。

ロタウイルスは予防接種法に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種ではなく、かかりつけ医師と相談の上保護者の判断により受けるかどうか決めていただく任意接種であり、接種費用は自己負担となっております。

予防接種は健康な子供たちにワクチンを接種する行為であるため、極めてまれではありますが、重篤な健康被害を発生することがあることが課題と考えております。

山形県内でロタウイルスワクチンの公費助成を行っている天童市、寒河江市、加えて本年6月から実施しております東根市の3市の状況をお伺したところ、副反応の報告は聞いていないということでありました。

今年度の国の予防接種従事者研修会では、ロタウイルスについては、腸重積症のベースラインデータの整理、リスクベネフィット分析、費用対効果の推計の3つの課題が解決されれば定期接種として実施する予定で、現在検討を進めている段階との説明を受けております。

今後も国の動向を確認しながら、ロタウイルスワクチンが定期接種となった場合には速やかに対応できるように努めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 答弁ありがとうございます。

それでは、ちょっと順不同になりますが、押雪軽減についてお伺いをしたいと思います。

先ほど部長のほうから答弁いただきましたが、その押雪軽減というのは車庫とか空き家など人が住んでいないところやアパートなどの集合住宅を除いたところの高齢者世帯前の道路除雪というのをやっているわけですが、例えば心臓が悪くて唯一の交通手段が自家用車の場合は車庫前の除雪は困難と考えられますが、このような方に対してはどのように対応をお考えでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 押雪軽減の対象者、今議員がお話しされたそのとおりです。そして、心臓が悪くて車で移動される方の車庫という今具体的なお話がありましたけれども、こういった個々の対応につきましましてはなかなかこの道路除雪の制度の中ではカバーするのは難しいというような実情になっております。

そのようなことから、まず個々の事案につきましては申請者の町内会長さんなどに申請の段階で丁寧に説明させていただいて、個別対応については難しい旨説明して御理解をいただいているようにしているところであります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） びっくりしました。途中までしていただけるのかなと思ったら、最後には個別対応にはお話を伺って控えるということでしたけれども、やはりそんなにたくさんの方がいらっしゃるわけではないと思うんです。

やはり今高齢化になってきておりまして、なかなか高齢者が、きのうも運転免許証の返納の話とかも出ておりましたけれども、やはり病院に行く唯一の手段が自家用車の場合は車庫の前の除雪というのは本当に大変なことであり、また、ある方から伺うと、病院では「雪片づけとかそういうのはしんなよ」と先生から言われているという話も

伺いますので、しっかり個別対応を、お話を聞いていただいてその必要性があるのならばきちんとそれに対応していただくというそういう態勢をとっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 今、そのような御要請がありました。ただその程度、対象者をなかなかこちらのほうで判断してつかむのも難しいかなというふうに思っております。どういった方がどういった理由でどの程度で必要なかと、そういったところもなかなか難しいかなというふうに思っております。

そういったところから、まずこの制度ではなかなか難しいんですけれども、やはり共助の面とかその辺で地域とかで考えていただければありがたいと思っているところです。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 地域で考えるというのはどうなのかなと思います。

やはり申請するときに、例えばこの申請者に対しての年齢とかちょっと合わないなとなった場合には、どういう理由でこの申請をされたのですかときちんと行政が聞いていただいて、そして、押雪軽減に、この雪国米沢ですのですね、やはりきちんと、ましてや郡部のほうなんか雪の量がすごく多いわけです。市内のとも全然違うわけですね。そういうところをやはりきちんと対応していただきたいなど。

そのためにやっぱり職員がきちんと顔の見える対応をしていただいて、何が問題点なのかというのを見ていただいて対応できるようにしていただきたいと思っておりますので、もう一度御検討をお願いできないでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 いろいろな実態があろうかと思えます。その辺を踏まえながら、業者さんとの優しい除雪というような取り組みでもありますので、いろいろ研究してまいりたいと思えます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 電車の中で、例えば高齢者とか、あと障がい者の方が座る場所ですというそういう場所がありますよね、お譲りする席がね。

でも、なかなかそれでも見た目、「あれ、この方本当に障がい者なのかな」とか「どこが悪いかな。妊婦さんじゃないよな」とそういうときに、今はヘルプカードといつかばんとかに「私はこういう障がいを持っています」というカードを、自分が言わなくてもかばんにつけて目印としてできるというのも、国で今やっているわけです。

だから、いかに弱者の方に優しいそういう生活を支援するというのが必要だと思いますので、今部長は研究という言葉が使われておりますが、雪国にとってはこの雪との闘いが大変なわけですので、そして、それが今回の申請者700人中に何人いるかといえば、さほどそんなに多いわけではないと思うんです。

そういう意味では、例えば病院の診断書を出してとなるとまた大変になるかもしれませんが、そこら辺を連携をとりながら、必要であればきちんと除雪を行うというふうに、研究でなくそういう方向性で考えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○島軒純一議長 答弁ですか。いいですか。

○6番（山田富佐子議員） いいです、答弁は。

次に、押雪軽減について昨年度は約710万の公費が支払われております。先ほど部長から御返答がありました、やはり税金ですのでその検証をしっかりと、効果ある使い道になっているのかというのをきちんと検証していただきたいなどと思います。

それで、実際にオペレーターの方からお話を伺いました。やはり押雪しないようにグレーダーの向きなどを小まめに調整しながら除雪をしていますけれども、降雪量が多くなるとなかなか難しい。また、時間内で除雪を終了しなければならないいた

め、担当している路線が複数あるとやはり時間が気になって大変だということもお話がありました。

そう考えると、先ほど提案しましたシャッターブレード（遮蔽板）ですけれども、大変効果があるということで、先ほど部長のほうからは市の除雪車とかも更新のときなども考えながら今後前向きに検討していきたいというお話もいただいたところですので、そのことについてはどうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、健康のことについてお伺いします。

本市の健康課題については、先ほど部長のほうから、糖尿病と高血圧がもう県内で5番目で高いということをやはり改めてお聞きしたところですが、これも初期の段階では自覚症状が少ないために健康診断を受けないでいると、本当に早期に発見できなくて治療がおくれたりとか、予後や重症化になるわけですが、そして、それは先ほどの話にもありましたが、高額な医療費負担にまで影響いたします。

本市に人工透析患者が多いのは、糖尿病と糖尿病の予備軍が多いのかなと思います。やはり健診を受けていただくことが一番だと思いますが、調べてみましたら、透析患者41名の中で最近過去5年間で健診を受けた方は1名だけでした。まして米沢の場合は、塩分摂取量の目安が1日7から8グラムなわけですが、本市は13グラムと高いということも特徴が明らかになっております。

この透析患者の基礎疾患では高血圧とか糖尿病がすごく多くて、最近この20年間ではこの腎不全とか糖尿病で亡くなっている方も大幅にふえているわけです。

国では、保険者努力支援制度というのが平成30年から始まります。この制度は医療費の適正化に向けた取り組みに対する支援で、規模としては800億円です。

この制度は簡単に説明すると、がんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、あと介護予防、ジェネリック医薬

品などの適切な使用など、そういう個人や保険者の意欲を引き出すためのインセンティブな働きかけを強化する取り組みです。

これに対して評価・支援するということで、何とお聞きしましたら、米沢市はこの制度を前倒し分として国の予算措置があるということもお聞きしました。

一番この制度で加点が高いのがその重症化予防、糖尿病などの重症化予防ということですが、その健康課題と考えられる糖尿病の重症化予防のためには、本市はどのように取り組まれているのかお聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 保険者の努力支援制度の中に、糖尿病重症化予防の取り組みということで40ポイントの項目がございます。

そのポイントを設定する前からもちろん取り組んでいるわけですが、具体的には、特定健診の結果、ヘモグロビンA1cの数字を目安にしまして受診勧奨を行っております。

回報書を最初に発行しまして、医療機関の受診結果を市に報告してもらうシステムで、受診の確認をしております。受診が確認できない方には保健師が丁寧にかかわりまして、受診の必要性を伝えております。

ヘモグロビンA1cが5.6から6.4%の方には、予防目的としまして「私の運動実践コース」を実施するなど、対象者を明確にしましてかかりつけ医とも連携した取り組みを実施しているという状況でございます。

こういったいろんな取り組みを実施することによりまして、結果でございますが、A1cが高く未治療の方の割合は、平成25年度が61.7%、26年度は58%、平成27年度には55.8%と年々減少しているということで、確実に受診につながってきているのではないかとこのように考えたところでございます。

そういったこともありまして、その保険者努力

支援制度の28年度分につきましては一応40点満点をいただいたという状況でございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 先ほどの返答の中に、医師会との連携を深めながら、治療中とか定期検査のための健診を受けないという方に対しての推進を図っていくというお話も伺いましたので、時間もないものですからこのことについては終わりにしますが、やはり先ほど顔の見える対話、平成25年ですか、21年から25年とモデル地区の北部地区に対して訪問活動を保健師さんがやっているんですね。そうしたときには受診率が18.5%から34.1%に上がっているという結果が出ているわけです。

そう考えると、やはりこの受診率を上げるのに保健師の顔の見える対話、電話にしても訪問にしてもそういう個別的な対話が必要なのではないかなと、活動が必要なのではないかなと思います。そのために、例えば保健師のマンパワーが足りなければ補充を行って積極的にしていかなければ、いつまでたっても最下位からの脱出はできないのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ロタウイルスのことについてお伺ひいたします。

先ほど部長のほうからは、今のところ副反応については県内の3市のほうでは出ていないということをお伺ひしました。

前回の質問させていただいたときに、部長からは不慮の事故が起きた場合の補償についての問題があるということをお聞きしましたけれども、本市では、全国市長会損害保険制度の予防接種事故賠償補償保険という制度には加入されていないのかどうかについてお伺ひいたします。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 今おっしゃった保険には加入しております。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） それでは、部長、この保険制度の概要などわかれば簡単にお知らせしていただけますか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 予防接種を実施する際に、もちろん先ほどお話もありました副反応とかそういった事案も、重篤なものはまれにありますけれども、それだけではなくて、実施する際にいろんな誤りといいますか、予防接種するお医者さんのいろんな誤りによって事故、そういった問題が発生する可能性があるということもありまして、そういった場合にいろんな補償の必要が出てきます。そういったものを補償するための保険として実施されているものであります。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

この補償制度は、普通の定期接種の予防接種の場合も、あとは行政が実施する場合の任意の予防接種に対しても補償があるということで、例えば今部長はドクターの間違いという話もありましたけれども、子供さんの特性、やはり潜在的な病気があったりとか、いろいろ問診はしますけれどもそれでもわからない部分、また個別性もあるわけですが、そういうときの不慮の事故があった場合に全国市長会の損害保険制度の補償制度が適用されるということで、例えばこのロタウイルスの予防接種は任意接種ですが、もし万が一のことが起きた場合にも補償が受けられるということで理解してもよろしいですか、部長。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 その保険の種類もあるわけですが、そういう任意接種にも該当するものに入っていれば給付できるということになります。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） 任意接種の予防接種にも適用できるということですので、まずは不慮の事故があったときの補償の問題はできるというこ

とで、部長にも納得いただけたかなと思います。

天童市では子育て支援として平成27年度は658名、平成28年度は958名、約3年間経過していますが、副反応は見られていないということでした。

1回の接種で7,000円、2回で1万4,000円の公費を助成しております。平成28年度では実施率89%です。高い実施率となっております。半額公費助成した場合の天童市の負担額は1,340万円です。

それを米沢市に置きかえてシミュレーションしてみました。米沢市では平成28年度のゼロ歳児の子供が499人です。それに対して3分の1の補助、9,000円を助成した場合は359万、半額にしたときは1万3,500円。結局、その350万から530万の予算で、親も経済的に助かり子供も病気で苦しまずに健康で元気に育つことができると思います。

市としては、部長、小児科の先生からなどの情報提供とか、接種の有効性などについては情報をとられたのかどうかお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 それぞれ市内の小児科の先生方から、費用等の関係をお聞きする関係で前にお聞きはしております。実際に受けられている方の状況なども、その際にはお聞きしているところですよ。

また、全国の小児科医の団体から、国のほうにも2回ほどそういった定期接種についての要望が出ているということも承知してはおります。

そういった状況はございますが、先ほど答弁させていただきましたが、予防接種従事者研修会等でも今国の検討が進んでいるということでございますので、その結果をしばらく確認したいというふうに思っているところでございます。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

私も小児科の先生に伺ったら、やはりワクチン接種の効果は大きいので、重症化を少なくするためにも、また医療費を削減するためにも、米沢で

もぜひ推進していただきたいというお話も伺ったところです。

また、これは子供さんを看病する親もやはり身体的にも精神的にも苦痛を伴います。休まなければならなかったりとかいろいろあると思います。

今、部長からはなかなか、国のほうが制度が定期になったら速やかに行うということで、前回の9月の質問と変わらないわけですけども、天童市の健康課の方にお伺いしたときに、やはり子育て支援の一つとして天童市はこれを行っていますということで、やはり米沢市も健康長寿日本一ということは高齢者だけでなく本当に乳児から幼児、高齢者、ずっと全世代に対しての健康長寿日本一、健康で生き生きした生活ということをやっているわけですので、ぜひこのことの導入も検討していただきたいんですが、実施できない理由というのはなぜなのでしょう。

そもそも実施する考えがないのか。例えばこれから新庁舎建設とか病院建設などの大規模事業が予定されているので、もう本市は財政問題としてそれができないのか。前回も今回もできないということですので、そのことを1点お聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 本市の基本的な予防接種の考え方でございますが、先ほどの小児科の先生の意見なりいろいろあるわけですが、最終的には、やはり予防接種につきましては国が安全を確認して、定期接種とするというのもございますので、そういう判断をしているという状況がございます。

そういうことで十分な、まれに発生する重篤な副反応になりますけれども、そういったことに対する十分な検討が国がなされた後、定期接種として認められるわけですので、やはりそれを待って安全を十分確認した上で実施したいという考えを持っております。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番(山田富佐子議員) 最後にしますが、定期

接種にはなっていないものの任意接種なわけです。任意接種の中にはインフルエンザだったり風疹の予防注射だったりあるわけですね。定期接種にはなっていないけれども、国が認める認めないだけで、それは今実際に行われているわけです。ということは、定期接種にはなっていないけれどもある程度認められているということだと思います。

497自治体もやっているということであれば、やはり効果は大きいということもわかっての実施だと思いますので、やはり国の政策とかということだけでなく、米沢市としてどうやっていくのかということをもう一度検討をお願いして、要望として、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で6番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

~~~~~  
午後 1時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、今冬の除雪対策について外2点、2番工藤正雄議員。

〔2番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

○2番（工藤正雄議員） 皆さん、こんにちは。櫻田門の工藤正雄です。

今回も私の一般質問の傍聴においでいただきまして、大変ありがとうございます。議会選出の監査委員を離れてから2回目の一般質問です。監査職も大変でしたが、一般質問もストレスで顔がゆがみ変形するほど大変なことに実感しております。

会派名の櫻田門については、9月の一般質問のときに御紹介しましたが、櫻田門は鷹山公が細井平洲に師事、19歳で藩主として米沢に来られるま

で過ごされた上杉藩江戸屋敷の上屋敷のあったところです。桜田門の名にあやかり、本市の発展に寄与できるように願って会派名といたしました。

きょうお聞きすることは、本市の発展・繁栄に関することであります。会派名に恥じないようにしっかり質問を行いますので、御答弁もはっきりお願いします。

では、質問に入らせていただきます。

私の一般質問の大項目は、1、今冬の除雪対策について、2、米沢ソバのブランド化について、3、寿山荘の現状についての3点です。順次、お聞きしてまいります。

1、今冬の除雪対策についての（1）雪対策担当を置いた効果はあったのかであります。

雪対策担当部署ができて2年目になります。業務は雪対策に関することだと思います。設置前と設置後を比較し、どのようなことが改善され効果が出たのか、お聞きします。

1の（2）雪道の交通安全対策はどのように行われているのかであります。

降雪期になると自然と路線除雪の雪が道端に圧雪し、道幅が狭くなり、道路状況も夏場のときと違ってきます。もともと道幅の狭い道路では車同士の対向ができなくなり、片側通行を強いられ、渋滞の発生原因となります。

また、道路の交差点付近は特に除雪された雪が積まれ、見通しの悪い箇所が多くできます。

このように雪により道路環境が変わり、さまざま悪影響が出ます。道路管理者として、降雪期の交通安全対策はどのように考えられているか、お聞きします。

1の（3）交差点（国道と市道、県道と市道）の押雪の排雪はどうなっているのかであります。

（2）で申し上げましたが、交差点付近は特に除雪された雪の山が目立ち、その道路管理者の違う交差点付近の排雪はどのようになっているか、お聞きします。

次に、大項目の2、米沢ソバのブランド化につ

いて。

(1) 米沢ソバの生産量は需要に対し十分なかであります。県の奨励品になっているソバの「でわかおり」は香りがよくて人気があり、県外からの注文があるそうです。米沢でも多くの農家の方が「でわかおり」を耕作していると聞いています。

ところで、当局は米沢ソバの生産量と消費される需要先を把握されているか、お聞きします。

2の(2)生産者や小売店に消費拡大となる支援はできないかであります。

米沢ソバを消費者に提供する側として、ソバを作付、収穫する生産者と、収穫したソバの実をそばに加工しお客様に食べていただく小売店があります。

現在、ソバが作付されているところはほとんどが減反政策にかかわる補助金の対象地になるところだと思いますが、米沢ソバの普及を目的に生産量をふやすため、減反当該地以外の畑地栽培を推進し、その支援を図ってはどうかでしょうか。

同じくそばを提供する側の小売店へ米沢そば粉を広く使っていただくために、仕入れ価格が負担にならないように普及促進の支援を図ってはどうかお聞きします。

2の(3)地元に着した特産物としてブランド化は進められないかであります。

米沢で収穫された「でわかおり」は、県外で高い評価を得て消費されています。このことを地元米沢でも広く市民の方に食べておいしさを知っていただき、米沢の食品ブランドとなる普及を図ってはどうか、当局のお考えをお聞きします。

次に、大項目の3、寿山荘の現状について。

(1)今年度の利活用の状況はどうなっているのかであります。

寿山荘建設の経緯をたどてみると、昭和38年老人福祉法の制定により、教養の場、健康保持、レクリエーションの場として、当時の老人クラブ連合会会長の舟山貞斎氏が建設の要望を提案されました。

翌年昭和39年の3月定例会において、老人福祉センター設置方請願が採択され、同年に設置期成同盟会が結成し、設置資金総額を3,000万円、完成目標を昭和41年9月15日としました。

建設敷地は個人から3,096平方メートルの寄附を受けて、昭和41年7月に1期工事、2カ月後の9月に2期工事として、工事が始まりました。

建設資金のうち700万円は会員や市民からの募金・寄附金で、市に贈呈されています。昭和41年11月30日に1期工事が完成。昭和42年6月30日に2期工事が完成し、同年8月25日に竣工祝賀会が行われて開館しています。それ以来丸50年間、健康福祉施設として市民に親しまれてきました。

昨年度老朽化に伴い廃止が決定しましたが、存続を求める声が相次ぎ、今年度は従来どおりの運営がされました。

廃止直前となった今年度の寿山荘利用者の状況はどうだったのか、お聞きします。

3の(2)代替策の進捗はどうなっているのかであります。

来年度から寿山荘が廃止された後の業務を委託する民間事業者の選定が、公募型プロポーザル方式で実施されました。選定にいろいろな条件がある中、民間事業者へのスムーズな運営の引き継ぎが進められているのか、お聞きします。

3の(3)施設廃止後の計画はどうなっているのかであります。

寿山荘建設の経緯で述べたとおり、施設建設に老人クラブ、市民が建設期成同盟会を結成し、一体となり取り組み完成した施設です。施設内の廊下に建設資金を寄附された本市出身者の著名人の芳名が木板に連ねられています。民間が主導となり、民設民営型とも言える施設、今までに多くの方が利用されてこられました。

この老人福祉センター寿山荘の廃止後の計画をお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、1の今冬の除雪対策についてお答えします。

最初に、(1)の雪対策担当を置いた効果はあったのかについてであります。議員お述べのとおり、平成28年度行政組織改正の際、建設部全体の業務の見直しにより担当制を導入した機会に、除排雪体制の強化を図るため新たに土木課内に雪対策担当を設置し、今冬で2年目を迎えることになります。

雪対策担当を設置する以前は、道路維持係が通常維持業務の一環として、除雪対策全般も担当しながら道路や橋梁の維持補修や調査点検及びパトロールなどの業務をやっておりましたが、平成23、24年度、そして平成26年度と連続して大雪に見舞われたのを機会に、1年を通し業務の検証や雪対策に関する研究について力を入れるため、また、市民からの除雪に関する多くの問い合わせに対してもわかりやすい窓口として対応できるよう、新たに担当を設けたものであります。

担当を設置してから今年度で2シーズン目となりますが、1年を通し除雪対策に着目した業務に当たることができる環境となったことから、前年度の苦情・要望事項の分析を初め、委託業者とともに路線状況の検証や委託方法について意見交換を行ったり、豪雪地域のほかの自治体に研修へ出向き情報収集を行うなど、次に生かす対策について研究や検討を進めているところであります。

そのようなことから、具体的な効果としてはなかなかあらかたない状況ではありますが、従前の体制から雪対策に着目した担当を配置したことは有効であると捉えているところであります。

今後、より実態やニーズに合った除雪体制が組めるよう努めてまいります。

次に、(2)の雪道の交通安全対策はどのように行われているのかについてお答えします。

雪道における交通安全を確保するには、まず道路幅員の確保と通行しやすい路面状況の確保が挙

げられますが、降雪量によって左右されることから、いかにタイムリーな除排雪体制をとれるかがポイントであると捉えております。

昨年度の降雪状況を考察してみますと、1月中旬になって短期間に集中しての降雪に見舞われ、積雪量が一気に増加したことにより除排雪作業が追いつかず、道路の狭隘による交通渋滞や路面のこぼれが発生し、道路を通行される方には大変御苦勞をおかけしたと思っております。

そのような事案に対し対策をいち早く講じるには、道路パトロールによる状況把握が大切でありますので、現在、土木課職員による直営2班体制でのパトロール業務に加え、市内5ブロックでのパトロール業務を委託し、その対応に当たっております。

今冬におきましても、幹線路線となる第1種除雪指定路線においては、道路交通状況や路面状況を常に把握することによって、安全な交通環境が得られるよう適時・適確な排雪作業の実施に努めてまいります。

また、幹線路線以外の第2種及び第3種除雪指定路線におきましても、道路パトロール委託業者と連絡体制を強化し、道路状況を鑑みながらタイムリーな幅出し作業や路面整正作業の実施に努めてまいります。

次に、(3)の国や県との交差点における押雪の排雪はどうなっているのかについてお答えいたします。

御質問のとおり、交差点の種類には、国道と市道が交わる交差点や県道と市道が交わる交差点などがあり、おのおのの交差点ごとにさまざまな形状がありますので、管理する国や県とも協議を行いながら実情に合わせた排雪作業などを実施しているところであります。

例えば、歩道を有する県道で歩車道境に雪が堆雪してしまい、交差する市道からの出入りに支障がある場合には、見通し確保も兼ね、県に排雪実施を依頼しております。

また、路線状況によっては、市による第1種除雪指定路線の排雪作業時に県道の交差点部を排雪する場合もあります。

このようにケース・バイ・ケースの方法で、各管理者間の連携による交差点排雪を行うことで、運転者からの見通しの確保と円滑な流れの確保に努めているところであります。そして、今冬もそのように努めてまいりたいと考えております。

御承知のとおり、除雪業務につきましては毎年降雪量や降る状況によって状況が異なりますが、ベストな除排雪体制になるよう努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 渡部産業部長。

〔渡部洋己産業部長登壇〕

○渡部洋己産業部長 私からは、2の米沢ソバのブランド化についてのうち（1）の米沢ソバの生産量と供給先についてと（2）の消費拡大に向けた支援策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、ソバの生産量と販売先であります。まず、そば粉の全国の消費量は年間12万トンから14万トン程度であり、このうち国産が3万トンから4万トン程度で、残りは中国、アメリカ、ロシアからの輸入となっております。

平成28年度の全国の収穫量は、前年度と比べて作付面積はふえたものの収穫量は6,000トン減少の2万8,800トンとなっており、都道府県別では北海道が1万2,100トンで約42%を占め、次いで茨城県が2,090トン、3位が長野県で1,980トン。山形県が4番目で1,840トンとなっておりまして、本市の収穫量は79トンとなっております。

この供給先ですが、市内でソバを生産する農業法人の出荷先は、市内向けが約34%、県内向けが27%、県外が約39%となっております。

次に、生産者や小売店に対する消費拡大の支援についてであります。まず、畑地栽培への支援についてお答えをさせていただきます。

本市の作付面積は近年では最大であった平成24

年の221ヘクタールから減少傾向にあり、28年は189ヘクタールとなっております。このうち畑地は約40ヘクタールであり、作付面積が少ない理由といたしましては、一般的に狭隘な畑地が多く機械作業の効率の面からもソバの作付は進まないものと考えております。

なお、近年、耕作放棄地となった畑地を再生しソバを作付した事例もありますので、畑地へのソバの作付を希望する農業者に対しましては、耕作放棄地の再生などの圃場条件の整備などに対して支援を検討していきたいと考えております。

また、生産拡大に向けた取り組みに関しましては、ソバを米の需給調整に係る転作作物として作付する場合に、農業所得経営安定対策等推進事業の交付金が10アール当たり2万1,100円、畑作物の直接交付金として10アール当たり約1万4,000円が支給されております。

ソバは、先ほども申し上げましたように、米の需給調整のための転作作物として作付される場合が多く、米の需給調整の動向に左右されるため、現在は積極的に規模拡大する農業者は少ないと考えておりますので、交付金に上乗せするような新たな支援策は考えていないところであります。

また、消費拡大に対する支援につきましては、確かに国産そば粉の取引価格は輸入品と比べて2倍から3倍の価格となっております。市内の飲食店等のそば粉の需要量について、正確な統計がないため正確には把握することができませんが、さきに申し上げた出荷状況などをもとに算出をすると約27トンとなり、市内産のそば粉の使用割合は余り多くないものと推察をしておりますが、一方では、近年、地産地消の意識の高まりや地元生産者の顔が見える安心安全なそば粉を使用するこだわりを持ったお店も見られることから、使用量はふえているのではないかと推測をしております。

なお、市内のそば店数店からお聞きしたところでは、地元産のそば粉を使用しないのは、それぞれに北海道産や長野県産などの産地へのこだわり

や、石臼でひくときに一番粉、二番粉、三番粉と分けた上でブレンドに工夫して使用するなど、そばの粗さや色目などに特徴を出すことを重視する結果産地を選択しているためであるということでした。

こうしたことから、現在は差額を補助するような形の経常的な価格の支援は考えておりません。

一方で、地産地消を拡大し地元でとれたおいしいそば粉を使って多くの来訪者を呼び込むことも重要であると考えておりますので、地元産そば粉の地域内での消費拡大の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 武発地方創生参事。

〔武発一郎地方創生参事登壇〕

○武発一郎地方創生参事 私からは、2の(3)地元の定着した特産物としてブランド化は進められないかについてお答えします。

現在、米沢ブランド戦略の進行状況は、地域全体のブランドの目指すべき方向性を示したブランドコンセプトの策定が終わった段階であります。市民で検討し市民に選ばれた「鷹山公のDNA『挑戦と創造』」の力で、次の米沢をつくる。」というコンセプトのもと、来期実施する諸施策を立案、検討しております。

その中で個別の產品、サービスなどのブランド化については、今後各産業界を中心に、再度「挑戦と創造」のコンセプトを前提に聞き取りやワークショップを実施して意向をお聞きするとともに、ブランドに必要な物語性、差別化、高位平準化などの概念を盛り込んだ米沢ブランドの統一基準、それを含む認証制度の構築を行いたいと考えております。

ただし、個別產品のブランド化の基準、運用方法については、それぞれの企業・団体等が実態に応じて主体的に策定、実施していく必要があると考えており、この点も含めた全体の制度を設計し、戦略会議等で十分に議論していただきたいと考え

ております。

御質問の米沢のソバについてですが、私も4月にこちらに来て以来、まちなかはもちろん、なでらや南原、関などでもそばを賞味させていただきました。大変おいしいですしレベルが高いと感じております。東京から客が来たときは、昼はラーメンかそば、夜は米沢牛に案内しておりますが、皆、うまいなと言ってくれます。

ですから、地元の農産物としてのソバも、いわゆるそば店で提供されるそばについても、それぞれの団体等でブランド化の意向があり基準や管理体制が整えば、十分にブランド化が実現する可能性はあるかと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは、3の寿山荘の現況についてお答えいたします。

最初に、平成29年度の寿山荘の利活用の状況についてお答えいたします。

寿山荘の浴室利用やいきいきデイサービスでの利用、輪投げ大会やカラオケ大会による大広間の利用、さらに各団体の総会や宴会等による利用があり、老人クラブや社会福祉協議会及び地域の各団体等から利用をいただいております。

平成29年度の利用人数は、10月末の時点で、日帰り利用で1,465人、浴室利用で2,314人であり、いきいきデイサービスの利用者の1,036人を合わせますと、合計4,815人の利用となっております。

続きまして、代替策の進捗状況についてお答えいたします。

さきの9月議会において、寿山荘廃止後の代替事業を実施する事業所を選定するために、米沢市高齢者温泉利用福祉事業業務委託費に係る債務負担行為として補正予算をお願いし、審査、可決いただいたところです。

その折にも御説明いたしましたが、広報などで事業所を公募し、その結果1事業所から応募をい

いただき、企画提案書を提出いただいたところであり  
ます。先月11月22日に応募事業所から企画提案  
書に基づくプレゼンテーションを受け、現地確認  
を行ったところです。ただいま審査中ということ  
もあり、具体的な事業所名の公表については控え  
させていただきますが、この定例会中にはお示し  
できるものと思っております。

続きまして、施設廃止後の計画についてお答え  
いたします。

寿山荘の施設廃止後につきましては、施設を解  
体し更地にする予定であります。その後の計画に  
つきましては未定の状況であります。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） どうも御答弁ありがた  
うございました。また1のほうから、除雪について  
お聞きしていきたいと思います。

ただいま建設部長から答弁がありました内容、  
雪対策担当を置いた結果などさまざまお聞きしま  
したが、私は結果が出るというのは、市民からの  
いろんな要望、そして苦情に対して、それをいか  
に少なくしていくことかなと。それが満足度にな  
るのではないかなと思っております。

雪対策担当もそういうふうな面で頑張ってお  
られると思いますが、平成24年3月に私は一般質問  
のときに、雪モニター制度、あと除雪業者とオペ  
レーターの表彰、あとは路線除雪重機に業者ネー  
ムプレートを添付してはどうかという3つを提案  
させていただきました。

これもいかに市民が雪に対して納得のいく除雪  
をしていただいているというふうなことにかわ  
ると思っ提案させていただき、すぐこれを実行  
していただいたわけですが、この雪モニター制度  
は現在17地区にあるコミセンが取りまとめて、そ  
れを土木課のほうに話を進めていくというふうな  
感じですが、それをもう少し細分化して、  
17地区の都合のよい方に詳しく雪の障害が出て  
いるところなどを確認していただいて、それをコミ

センのほうに上げていただいてコミセンのほうか  
らまた土木のほうに上げていただくとすれば、ま  
た直接市民からの苦情件数も減っていくのではな  
いかなと思っております。

その点、この雪モニターのコミセンから上が  
ってくるそれをもう少し徹底して、市民のほうにも  
市民モニター制度というような感じでお願いして  
はどうでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 お話があったとおり、除雪モ  
ニター制度は本当に我々の適時的確な除雪のほう  
に貢献していただいていると思っております。そ  
して、除雪説明会などで各地区回っておりますと、  
コミセンさんの工夫で、どういった形で連絡体制  
をとっていかいろいろあります。そして、御提  
案ありましたある一定の方からモニターとして  
いただく情報、こちらについても内部のほうでい  
ろい検討してまいりたいと思います。

我々、かなりのいろいろな方面からお電話い  
ただいたりします。そして、「除雪に来てほしい」、  
一方では「何で除雪に来たんだ」とかそういった  
お話も多々受けるものですから、適時的確な情報  
が欲しいというふうなことで、こういったモニタ  
ー制度をとらせていただいています。そういった  
こともあって、より情報を求めるため研究させて  
いただきたいと思います。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） やはりそういうふうない  
ろんな要望というか電話があるというふうな、少  
しでも取りまとめて、その要望や苦情の電話の件  
数が少しでも少なくなるように図られてはどうだ  
かなと思ひまして、前に聞いたとき、毎回2,500  
件ぐらいのそういうふうな市民からの要望、苦情、  
問い合わせがあるということでしたので、少し  
でも少なくなればいいかなと思ひています。

あと、除雪業者とオペレーターの表彰制度が整  
備なったわけですが、本当によかったなと思っ  
ております。この路線除雪を請け負っている会社と

しては、日中の業務をしながら、夜間、降雪時に出勤するというふうな体制、また、それを操作するオペレーターの方は夜中に家族に送られて出てくるというふうなことで、日中は日中でまた仕事もされているふうな方で、そういうふうな方にやはり表彰制度というふうなことがあれば張り合いがあつていいのではないかなと。建設優良企業の表彰制度とかかわるようになってよかったのではないかなと思っております。

また、そういうふうな業者とオペレーターが除雪すると。それをやられる方にしっかり責任とプライドを持ってもらうために、この除雪する重機に業者名、ネームプレート、あとそれを操作しているオペレーターの氏名を添付するようというふうなことも前に提案しましたが、その辺、現在どうなっているのでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 御提案いただきまして、米沢市指定除雪業者というようなステッカーなりを張らせていただくようにしました。そして、オペレーターの名前までは、ちょっと私は確認しないとわかりませんが、まずは市の委託をやっているというような表示をさせていただいたところであります。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） その辺も実際機械を動かしているのは人間ですから、やっぱりオペレーターの名前もしっかりと、責任持ってプライド持ってやっているんだというふうな意味で添付していただきたいなと思います。

あとは雪道の交通安全対策ということで、従来どおりパトロールをしながら早目に排雪できるところとか除雪できるところを対応されているということですが、私が一番危険だと思われるのはやっぱり交差点で、どうしてもそこに押雪が多くなると。その辺を排雪するにもまた時間がかかったりして、なかなか夏場のように見通しがよくないということですので、冬期間だけの使用になるか

もしれませんが、雪道で見通しが悪くなるということでカーブミラーなどを最初から設置してはどうかと思うんですけども。

多分問題の出る交差点というのはもう決まっていると思います。私のほうの地区にもありますが、そういうふうな交差点。そこで事故も起きるわけですから、その辺、冬期間だけの使用になるかもしれませんが、カーブミラー設置というのはどうでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 カーブミラーの通常の設置の流れ、議員御承知のとおりだと思いますけれども、まず、環境生活課のほうが要望窓口となって、土木課と一緒に設置場所を見たり現地調査をして、土木課のほうで交通安全交付金を活用して設置しているところであります。

その設置対象項目の中の一つに、1年を通して視距の確保ができないところとしているところで、ちょっと難しい状況もあるところですが、しかしながら、今議員お話しのとおり、交差点によって雪対策で事故が懸念されるというような交差点がある程度つかめるということもあります。そういったことも含めまして、効果も含めて関係所管のほうと協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 前向きに対応をお願いしたいと思います。市民の方から見れば、何も土木課が設置、環境生活課が担当だなんていうことはわかりませんので、その辺は前向きに設置などを検討していただきたいなと思います。

また、それとは別に、見通しが悪くなった積雪を専門に排雪するようにそういうふうなチームを組んで回っていただく、交差点だけを回っていただくというふうな、これも難しいかもしれませんが、交差点除雪専門のチームがつけられるような委託というか、交差点の部分だけの委託というふうな感じでできないものなのでしょうか。



○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 まず、主要交差点の数が160カ所というふうなところで、そちらのほうの状況を見ながら排雪のほうをやっているところであります。基本的に、今お話があったとおり、第1種指定路線の排雪作業とか主要交差点の処理は基本的にその路線の委託業者のほうに依頼しているところでもありますけれども、機動力アップとか大雪になった場合手が回らないとかそういった場面も多々考えられるかと思います。そういった面も含めて検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 冬期間の雪で問題になるというふうな道路での箇所は大体決まっていると思います。そういうふうなところの対応としてぜひこんなことも進めて、今私が申し上げたようなことも進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。ソバのブランド化についてであります。

部長のほうからもいろいろ回答いただきました。国産のソバだけでなく海外からのソバの量が多というふうな感じですが、あと、さまざま生産量とかも聞きましたが、要は、私はこの大項目に書かれているように、米沢ソバのブランド化を進めるにはどうしたらよいかというふうなことで、生産者もつくりやすいような体制、あと米沢市で小売店のそば業をやっている方も、負担にならないで米沢そば粉を使ってとなるように、ブランド化なるようにという感じで話したわけですが、いろいろ国産のそばは高く、あとソバの量というか転作のそば粉で、あと畑地で生産するにはなかなか難しいというふうなこともお聞きしましたが、要はブランド化するに、きのうの山新にも出ておりました。山形で開発された山形そば5号が、県では5月に登録申請を出していたということですが、このことについてわかっておりましたか。

山形そば5号について。

○島軒純一議長 渡部産業部長。

○渡部洋己産業部長 申しわけありません。私も昨日の新聞を見て知ったところでもあります。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） この新聞の記事の内容ですが、既存の品種より香りよくと。あと、生産するにも倒れにくく栽培しやすいなどさまざまに出ております。あと、香りよくと収量も多くというふうな、こういうふうな1つの品目、「でわかおり」だけでなく、それ以上のこういうふうなソバが出てくるとすれば、一層こういうふうな面で、米沢ソバということでブランド化していけるのではないかなと思っておりますが、この辺どう考えられるでしょうか。

地方創生参事の話ですと、まだようやくコンセプトができた段階であるというふうなお話を聞いておりますが、それと並行しながら、やはりこういうふうなブランド化ができるような能力のあるものも並行してやっていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか、その辺。

○島軒純一議長 渡部産業部長。

○渡部洋己産業部長 今御紹介ありました新しい品種については、これから品種登録がなって、それから生産、作付も行われるということだと思います。

先ほども申し上げましたように、今工藤議員も申されたように、今市内ではほとんど「でわかおり」が作付されているわけですが、お店としてはその「でわかおり」のよさはわかるものの、さまざまなほかの産地のそば粉のよさもブレンドしながら、それぞれ独自の味をつくっていくというようなこだわりがあるということでもありますので、生産者の方々の思いと使用するお店の側のさまざまな思いと、それらをきちんとマッチングをして使えるような体制をつくっていく必要があるのかなというふうに思っております。

以前は、市内のお店が集まって米沢そば街道、

鷹山そば街道などということで取り組みをされておりましたので、そういったようなそれぞれのお店のこだわりをいかに発信していくか、まとまって発信をしてブランド化していくかということが必要かなというふうに思いますので、そういった取り組みに関しては我々としてもぜひ一緒になって取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 米沢牛のように米沢ソバというのは本当に、全体的にはどれほど知られているかわかりませんが、かなり人気のある食品だと思いますので、食品ブランドとして市場に乘せていただきたいなと思います。

その点でどうでしょうか、参事。この米沢ソバのブランド化というようなことで、コンセプトは大体終了の段階ですが、具体的に今度はそういうような製品として上げていくにはどう思われるか。

○島軒純一議長 武発地方創生参事。

○武発一郎地方創生参事 先ほども申し上げましたように、個別の産品をどの単位で、それは品種なのか、米沢でとれたソバなのか、あるいは米沢のそば屋さんで出されているそばなのか、その辺の設計も含めて、これから検討してまいりたいと思っております。ただ本当に魅力のある産品だという認識はしております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 「でわかおり」だけにこだわらず、これから県のほうでも、新しく出てくる山形BW5号というふうなソバに対して、各地域ごとに愛称を決めてブランド化を図っていただきたいというふうな方針であると県のほうでも出しておりますので、ぜひそのソバのブランド化が実現なるように御努力をお願いしたいなと思います。

次に移ります。

次は寿山荘の現況についてということで、1年間延びて、今年度も大体同じような内容で利用者

数がおられたということで、今度新しく来年度から民間事業者による委託が始まるわけですが、その条件といたしまして3年間というふうなことになるっております。

その公募型プロポーザルが始まる前に老人クラブとの話し合いもあったと思いますが、老人クラブの要望はどういうふうなことだったか、お聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 寿山荘を主に利用されていたということもありますので、寿山荘のいろんな機能があるわけです。入浴とか食事が提供できるとか送り迎えがされるとか、あるいはいろんなイベントができるとかと、そういった寿山荘の機能を代替する事業所でも同じように実施できる、あるいはサービスの提供を受けられるという、そういうお話でございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） あと、この選定条件としてさまざまあったわけですが、3年間の委託料というか、それが2,942万円とあります。あと、今まで指定管理者として社会福祉協議会のほうに指定管理料、今年度は2,463万だったかの指定管理料、その違いはどうなんでしょうか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 寿山荘であればもう寿山荘専門にスタッフなり、いろんな食事を提供する際の食材だったりいろんなものをそのためにまず準備しなくてはならないと。その他いろんな清掃なりいろんな委託とかいろんなことも、自分たちでする場合もありますしいろいろ委託する事業なんかもあるかと思えます。そういった費用がその寿山荘だけのために必要になるということでの経費で委託しておりました。

今度は、ある程度同様の事業を提供されている事業所が一部機能を追加するというような形になりますので、その追加する部分についての費用をこちらとしては委託する事業費として見ておりま

すので、その差が出てくるということでございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） そういうことで、この現在の寿山荘を利用している方と、あとは新たに来年度から民間事業所のほうを利用する場合、寿山荘で受けられたことと同じようなことを受けられるかどうか。どうでしょうか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 今回のプロポーザルにおきましては、先ほどもお話ししたような運営につきましては、高齢者福祉に関する相談対応とか憩いの場の提供あるいは低料金での入浴、それからいきいきデイサービスの会場の提供、それから障がい者等の優先入浴など、現在寿山荘で実施している同内容の事業を実施することとして、今回募集させていただいたところでございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 利用する事項とかそういうのは同じであっても、今度は月に何回というふうな回数が減らされるというふうなことはありませんか、そういうことは。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 回数というのはどういった回数かですが、いろんな食事の提供なりそういったサービス等については同様でございますが、ただ、その事業の実施日等といったものについては若干違ってくる部分がございます。

そういった部分についても、これからより利用しやすくするために、私のほうとしましても事業所といろいろと協議をしていきたいと考えてございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 済みませんでした。いきいきデイサービスの回数というか、月に10回から15回となっておりますが、この回数が何だか委託料の違いによって圧縮されてくるのか、こっちのほうにしわ寄せが来るのかというふうなことで、

そういうふうな回数が減らされるとか、ほかと同じような事項で。それをお聞きしたかったんですけれども。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 基本的には、今は寿山荘の専門のコースというのは28年度からいきいきデイサービスは実施しておりませんで、コミュニティセンター10カ所で実施しているコースであります。そのコースの中で月に1回入浴の利用日を設けるという形で今寿山荘を利用しているということです。

それで、いきいきデイサービスの回数自体は30年度以降も同様に実施していきますので、そちらには変わりはありません。ただ入浴の回数を全く同じにできるかどうかとなりますと、今後ちょっとその実施日の関係で若干調整する部分はございますので、入浴回数は全く同じというわけにはいくかどうかの部分はございます。ただそれについては今協議して、これまで同様に実施できるようにする方向でお話をしているところでございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） あと、（3）の施設廃止後の計画はどうなっているかということで、今まで50年間やってこられた、またこの建設するときのさまざまな思いがあるというふうな中で、この施設の中にもいろいろあります。そして、今まで温泉として使われてきた源泉はどうなるのか。

あと、舟山貞斎氏の銅像はどうなるのかと。あと、廊下に掲げられております著名人、さまざま寄附された方の芳名板、あとそこを建設用地として寄附提供された跡地はどうなるのかというふうなこと、それらの対応のお考えをお聞きします。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 寿山荘の源泉につきましては、開設当初から、小野川源泉協同組合に利用料金をお支払いしまして温泉を供給していただいたところでございます。寿山荘の廃止に伴いまし

て契約終了ということになりますので、温泉の供給はなくなることとなっております。

それから、銅像でございますが、寿山荘の建設時の期成同盟会の会長で、そして老人クラブ連合会の会長となられた舟山貞斎氏の銅像でございますが、老人クラブ連合会で建立された銅像であります。個人の経歴をたたえた銅像であるということもありまして、関係者と協議の上、適切な場所に移設できないか、ただいま検討中でございます。

それから、寿山荘の建物の中に掲示されております芳名簿でございますが、建設に当たって非常に有名な方や有志の方々から多大な寄附をいただいているということで、その御芳名につきましても適切に対応したいと考えております。

具体的には、29年度中に寿山荘の記念誌を作成したいと考えておりますので、その中に盛り込むように検討してまいりたいというふうに考えております。

また、跡地につきましては、寄附から50年経過しまして市の所有する土地となっておりますけれども、御寄贈いただいた方には状況につきまして直接御説明を申し上げておりますけれども、施設の解体後については、先ほど述べさせていただきましたけれども、具体的にはまだ決まっていないところでございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番(工藤正雄議員) 時間もなくなりましたが、最後に市長にお伺いしたいと思います。

この寿山荘が建設されたときに、民間の方が力を合わせて、市民の方が力を合わせてできた施設であります。これから米沢市もさまざま市庁舎建設、病院建設、あと中学校もあります。そういうふうな建設をしていくときに、基本的に一番大切な、こういうふうな市民が一緒になって参画して建設を実行に移しているときの気持ちがこの寿山荘建設にあったと思います。

これから米沢市が控えている公共施設建設のときの気持ち、市長の心構えをお聞きしたいなと最

後に思います。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 そういった先人の思いというものはやっぱり私たちは大切にしていかなければならない。そして、その思いというものも次の事業にどう生かしていくかとそういったことも思いながら、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○島軒純一議長 以上で2番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩をいたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時19分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、公共交通網の整備について外1点、18番小久保広信議員。

〔18番小久保広信議員登壇〕(拍手)

○18番(小久保広信議員) 12月定例会一般質問も私で最後になります。この状態でありますと大体皆さんくたびれてきて、そろそろいいかげんに早くやめないかなというふうな感じが漂ってまいりますけれども、当局の答弁が「やります」「します」、この二言であればすぐに終わります。そういうふうなことで進めていきたいと思います。

さきの9月定例会、一番最初だったんですが、トップバッターだったんですが、佐藤弘司議運副委員長のおかげをもちまして、今回は最後ということで大トリを務めさせていただきます。

では、早速質問に移りたいと思います。

私ども市民平和クラブでは、先ほど我妻徳雄議員が伊賀の話をしましたけれども、私のほうからは近江八幡市の市民バスの運行事業についてお話をさせていただきたいなと思います。

近江八幡市、人口 8 万 2,139 人、面積が 177.39 平米と、米沢よりは狭いんですけども人口規模は似たようなところであります。平成 22 年 3 月に安土町と合併した市であります。

市内の交通空白地域を網羅するために、市民バスを 12 路線走らせています。車両は 12 人乗りのワンボックス車 13 台と 19 人乗りマイクロバス 2 台、そして予備車両 3 台で運行をしています。

各路線とも朝の 7 時半から 18 時半まで 1 日 5 から 6 往復し、必ず JR 近江八幡駅や市役所、総合医療センター、保健センターを回る路線になっております。

このような路線網ができた背景には、ここも幹線道路に路線バスはありますが、農村集落が各地に点在し、30カ所ほどの交通空白地域がありマイカーの所有率も高く、公共交通に乗らない、そういった状況にありました。

平成 18 年 12 月に、時の市長のマニフェストに市民バスの導入の検討事業が出されまして、平成 19 年 5 月に地域交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、平成 20 年 4 月近江八幡市地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議が発足をしました。

同時に、道路運送法第 21 条による廃止代替バスとして 3 路線が、国の地域公共交通活性化・再生総合事業補助金を使って運行を始めました。

平成 20 年 8 月には近江八幡市地域公共交通総合連携計画が策定をされ、平成 21 年 2 月に道路運送法第 78 条による交通空白輸送による自家用有償旅客運送で 3 路線、平成 21 年 4 月に 10 路線に拡大し、平成 23 年 4 月には社会資本整備総合交付金効果促進事業による国の補助を受け、安土町との合併に伴い、現在の 12 路線に拡大しています。

運賃は大人 1 人 200 円で、障がい者や小学生は 100 円です。平成 28 年度の利用者が 11 万 9,031 人、運賃収入が 1,928 万円になります。

事業費は、バス 7 台の購入費 2,331 万 6,000 円を含めて 1 億 794 万 5,000 円です。通常平年ベースで

いくと 7,000 万円ちょっとというふうなことであります。

このように利用者がふえたのは、300メートル置きにバス停を設け、車両が小さいことから細い道でも入っていけること、家の近くを通っているからです。高齢者の免許証自主返納者に市民バス 2,000 円の回数券 3 冊を交付することで、平成 24 年の事業開始から去年までに 464 人が返納したとのことです。そして、ことしの 8 月までに 112 人を超えているということでした。このように公共交通網を整備し、安心して暮らせるまちづくりをしています。

本市は、この公共交通をどのように考えておられるのか。現在の本市の公共交通に対する考えはどのようなものなのか、お伺いします。

次に、先日、広幡地区からデマンドタクシーの要望が出ておりましたが、北西回り路線のバスを走らせてはいかがでしょうか。

デマンドタクシー、その地区にお住まいの方は利用ができます。しかし、その地区以外の方がその地区に行きたいときには使えません。自家用車かタクシーなどで行くことになりますし、観光客が訪れたくてもタクシーしかありません。そのような状況を解消するためにも、北西回り路線が必要だと思いますが、当局のお考えをお伺いします。

次に、10 人乗りワゴン車の活用についてお伺いいたします。

現在、本市が行っている小型バスの運行ではなく、12 人乗りのワンボックス車を活用した近江八幡市のように、12 路線とまではいかないまでも東西南北を網羅できる路線をつくることのできるのではないのでしょうか。

近江八幡市では私鉄の近江鉄道に運行を委託しています。市内のタクシー会社にはジャンボタクシーがあります。これを活用したバス路線をつくることのできるのではないのでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。

次に、冬場の通学手段の確保についてお伺い

たします。

米沢駅から栄養大学・女子短大の学生が通学するための南回り路線バスはありますが、市内の高校生が通学する手段としてのバスはありません。

本市にある高校は、興譲館高校が南原地区に、米沢工業が上郷地区にと、市内中心部から離れた場所にあります。冬場は、工業高校は保護者会がバスを運行しています。興譲館高校へは山交の白布行きバスが臨時便を出して米沢駅から出ておりますが、米沢駅で満員の状況で他の停留所から乗れない状況にあります。そのため、多くの生徒は、保護者が自家用車で送り迎えをして通学しています。

そのために冬場の渋滞が起きていますし、地球温暖化が叫ばれる中で、環境対策として行政としての対策が必要なのではないでしょうか。米沢工業の先生や保護者からは、経費的に大変でこのままでは維持できないという話も出ています。

本市のこれからを担う高校生が米沢市に住んでよかったと感じてもらうためにも、冬期間の通学の足を確保する必要があると思いますが、いかがでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

公共交通網の充実についてお伺いします。

高齢社会を迎えて、高齢者の事故がふえています。免許証の自主返納をふやしていくためにも、近江八幡市に学び、本市として今までの公共交通のあり方を抜本的に見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

国でも、「人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークを作り上げるための枠組みを構築することが必要になっている」として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正しています。

地域公共交通に求められる役割は、運転できない学生・生徒や高齢者、障がい者などの交通手段の確保、諸機能が集約した拠点同士あるいは拠点と住居エリアを結ぶ交通手段を提供することによるコンパクトシティーの実現、外出機会の増加によるまちのにぎわいの創出や歩いて暮らせるまちづくりによる健康増進、観光客等の来訪者の移動の利便性や回遊性の向上により人の交流の活発化を図ることです。

国は、地域公共交通活性化再生法の一部改正のパンフレットで、網形成計画・再編実施計画は、「地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらす」と述べています。

地域によって抱える課題はさまざまです。解決すべき課題が異なれば、地域における公共交通の必要性やあり方も異なってきます。

これまでの公共交通計画は、民間事業者が中心となって検討されてきたというふうに思います。しかし、これからはしっかりと地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進める必要があると思います。今こそ公共交通を「線」ではなくて交通網としての「網」の整備が必要なのではないでしょうか。そのために地域公共交通網形成計画を策定してはどうでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

次の2つ目の手話言語条例についてお伺いいたします。

まずは、障がい者差別解消の取り組みについてお伺いをいたします。

障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されました。それを受けて、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアルを平成28年8月に策定しています。

それによると、策定の趣旨は、このマニュアルは、障害者差別解消法の規定に基づき、非常勤職

員を含む米沢市職員が適切に対応するため必要な事項を定めますとしています。

不当な差別的取り扱いの禁止として、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、場所・時間帯などを制限したり、障がい者でない者に対しては付さない条件をつけることなどにより、障がい者の権利利益を侵害してはなりませんとしています。

さらに、合理的配慮として、障がい者が社会的障壁の除去が必要なときは、その意思の表明に基づき、その実施に伴う負担が過重でない場合は、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければなりませんとしています。

この対応マニュアルの実効性を検証されておられるのでしょうか、お伺いいたします。

また、市の障がい者施策推進協議会などや当局の以前のお話から、障がい者差別解消条例の制定についての話がございましたが、現在の進捗状況はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

次に、山形県手話言語条例への対応についてお伺いいたします。

2017年3月21日に、山形県手話言語条例が施行されました。その中で、県の責務、第3条で、「県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮のもと、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策を推進するものとする」。

第2項に、「県は、ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に対する県民の理解を深めるために必要な施策を推進するものとする」。

市町村との連携及び協力、第4条で、「県は、基本理念に対する県民の理解の促進、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備に当たって

は、市町村との連携し、及び協力するよう努めるものとする」としています。

この県の条例制定後にどのような動きや施策の展開があったのか、お伺いいたします。

また、本市の対応についてもあわせてお伺いいたします。

次に、聴覚障がい者の相談業務についてお伺いいたします。

地域で生活する障がい者の方の生活全般にかかわるさまざまな相談を受け付ける指定相談事業所が本市では2施設ありますが、そこでは手話による対応ができるようになっているのでしょうか。聴覚障がい者のための相談窓口や情報提供ができる窓口はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、手話通訳者・通訳士の確保について当局のお考えをお伺いいたします。

手話を通訳される方には、手話通訳士や手話通訳者、手話奉仕員がおられます。

手話通訳士とは資格の名称で、厚生労働省が聴力障害者情報文化センターに実施を委託している手話通訳技能認定試験に合格し、聴力障害者情報文化センターに登録している手話通訳者のことを指します。

手話通訳士は、手話通訳業務を独占しているのではなく名称を独占しているだけで、この資格を持たずに手話通訳にかかわっている方もたくさんおられます。

この手話通訳士の資格を持つ人は全国に、ことしの11月2日現在3,522人おります。山形県には17人です。この認定試験は平成元年から始まりましたが、現在に至るまでの平均合格率は約20%と低く、手話通訳士の資格を取るのはかなり難しい状況にあります。

また、都道府県認定の手話通訳者になるためには、各都道府県が認定した民間機関が実施する手話通訳者全国統一試験に合格しなければなりません。そして、手話通訳者に合格をして各都道府県

の審査を通過をして初めて全国で活躍できます。

手話通訳士の資格を持たずに手話通訳業務を行っていても何ら問題はないのですが、レベルといった意味では非常に差があるというふうにも言われています。

本市としても手話通訳者の方にこの手話通訳士の資格を持つといった方を採用してはいかがでしょうか。また、そこまでいなくても県の手話通訳試験に合格した人をきちんと充てるということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、手話言語条例の制定についてお伺いいたします。

米沢市議会では2014年6月定例会で、手話言語法の制定を求める意見書を採択しました。この意見書は2016年3月現在で全自治体が採択をしています。手話言語条例の制定自治体は2017年12月6日現在で13県85市11町の109自治体に上っています。

本市も聴覚障がい者の要望に応じて条例を制定すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、1の公共交通網の整備についての御質問にお答えします。

初めに、本市の公共交通をどのように考えているかについてであります。本市公共交通の現状と課題という観点でお答えいたします。

本市では、地域の市民生活の足を確保する視点から、民間バス事業者が赤字のために廃止した路線を引き継ぎ、平成9年から廃止代替路線として市民バスの運行をしています。また、高齢者や車を持たない人などいわゆる交通弱者の交通手段や市民生活に密着した手軽な交通手段を確保するため、平成13年からは市街地循環路線右回り・左回りを運行しております。

また、廃止代替路線については利用者が年々減

少し収支状況が悪化していたことから、平成24年度以降、地域の方々がみずから公共交通のあり方を検討し、山上地区や田沢地区においてはデマンドタクシーへの移行を行っております。

一方、民間バス事業者が市内において運行しているバス路線については、利用者が大幅に減少し、本市が地域生活交通の確保を目的として交付している赤字分の補助金も増加傾向にあります。

また、先月には、広幡地区の総意としてデマンドタクシーの運行を要望するとの報告書をいただいたところです。

高齢化の進展に伴い、通院や買い物など日常における交通弱者の移動手段の必要性は今後ますます増加していくものと想定され、学生などの交通手段の確保も重要な課題であると捉えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、バス利用者の減少や赤字の増加が進んでいる状況にもあり、効率的な交通サービスや事業運営などが必要であると考えております。

こうした現状の中で、まずは喫緊の課題として交通弱者の足をどう確保していくかという検討とともに、持続可能な公共交通の実現においては、行政みずからが行う公共交通事業は民間交通事業者のサービスを補完するものとして位置づけられておりますので、両者の重複をできる限り避けながら、既存の民間交通事業者との役割分担を行い進める必要があると考えております。

次に、北西方面の路線についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、広幡地区におきましては、ことし5月に地域公共交通ワーキング委員会を立ち上げ、約半年間にわたり活発で建設的な議論を継続いただいてまいりました。その中では全世帯を対象としたアンケートを行い、8割以上の世帯から回答をいただくなど、地域の声を最大限に反映させるよう検討を重ねた結果、広幡地区の総意として「デマンドタクシーを要望する」との報告書をいただいたと捉えております。



今後、市としましては、この報告書の内容を尊重し、地域との協働による事業を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどからお話しさせていただいているとおり、民間事業者などの関係もあることから、現状における新たなバス路線の導入は難しいと考えておりますので、御理解をくださいますようお願いいたします。

次に、10人乗りワゴン車の活用についてお答えします。

議員御提案の近江八幡市のような取り組みは、より多くの市民の利便性向上のための有効な手法の一つであると思っております。

しかしながら、ただいま申し上げましたとおり、行政みずからが行う公共交通事業はバス会社など民間交通事業者のサービスを補完するものとして位置づけられており、両者の重複をできる限り避けて進める必要があることから、タクシー会社のジャンボタクシー活用も含め、本市においては現状では導入することは難しいと考えております。

次に、冬場の通学手段の確保についてお答えします。

冬以外の季節であれば自転車での通学が可能な高校生であっても、雪が積もれば自転車を使用することができなくなることから、高校生の冬場の通学手段として公共交通は一定の役割を担っているものと認識しております。

冬期間は定時性の確保が難しくなるという課題はあるものの、民間事業者が運行するバスも含め、高校生を初めとして多くの方々の通学や通勤の足として御利用いただいております、利便性向上のため可能な改善を行いながら運行を継続しております。

市民バスによる対策としましては、万世線において、平成18年1月から米沢工業高校生徒が冬期間における部活動後の下校時にも交通手段として御利用いただけるよう、夜の市内方面行きのバスの増便を実施しております。また、循環路線においては、平成24年1月から冬期間の通学の利便

性向上も含め、定時性を改善するため、冬ダイヤの導入を行っております。

一方で、現状では毎年冬期間の朝の通学時間帯には、各高校付近で家族による送迎に伴う渋滞が起きてしまっているという事実もありますので、公共交通が果たし得るよりスムーズな通学環境の実現に向け、民間事業者への要望なども含めて引き続き努力してまいりたいと考えております。

最後に、公共交通網の充実についてお答えします。

議員御提案の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画の策定は、より充実した公共交通網の実現のために有効な手法であると認識しております。

地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させるために策定するこの計画が有効に機能すれば、本市の公共交通環境が改善し、多くの市民の利便性向上に資するものと考えられますが、計画策定の検討に当たっては、その前段において将来に向けた市全体としてのまちづくりの考え方の整理、既存の民間交通事業者との調整など、事前に整えなければならない課題が多くあるものと認識しております。

現段階では、地域公共交通網形成計画の策定段階には至っておりませんが、まずは本市の公共交通の方向性などについて民間事業者や関係者との話し合いを進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは、2の手話言語条例についてお答えいたします。

初めに、障がい者差別解消の取り組みについてお答えいたします。

本市では昨年8月に、本市職員が障がい者と適切に対応するために必要な事項を定めた「米沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に

関する対応マニュアル」を作成し、その周知啓発のため庁内全課を対象とした研修会を7回開催し、計134人の参加を得ました。

実施後のアンケート調査では、「よく理解できた」と「大体理解できた」を合わせますと99%となり、研修の成果が確認できたところです。今後は、本市公共施設の指定管理者等を対象にした研修会も開催し、さらなるマニュアルの周知と適切な対応の確保を図ってまいります。

マニュアルの実効性の検証についてはまだ実施しておりませんが、今後、職員等へアンケートや聞き取り調査などを行いながら検証を進めるとともに、フォローアップのための研修などを開催しながら、適切な対応の確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

障がい者の差別解消に関する条例の制定につきましては、本市におきましても障がい者に対する理解を深めるとともに、適切な配慮について学び実践していくことが重要であると認識しており、こうした意識を醸成し認知を高めていく上でも条例の制定は有効であると考えております。

現在、米沢市地域自立支援協議会において条例案に盛り込む内容を検討しております。独自性のある条例にしていくため、障がいを持つ当事者及び当事者団体やその家族、支援者などの意見を反映させていく必要があります。現在、その聞き取りの作業を進めようとしているところです。今後、聞き取りした意見などを盛り込みながら協議、検討を重ね、平成30年度中に条例案の作成を進めてまいります。

続きまして、山形県手話言語条例制定後の施策の展開及び本市の対応についてお答えいたします。

山形県では同条例の制定後、県のホームページへの独自の手話動画の掲載や言語条例のPRパンフレットの作成を行いながら周知に努めているとの話をお聞きしております。

当条例において、市町村は県民の理解の促進、手話の普及や手話を使用しやすい環境づくりなど

について、県と連携、協力しながら努めていくことになっております。

現在、本市で実施しております手話の普及等に関する事業としましては、手話奉仕員を養成するための手話奉仕員養成講座や初めて手話を体験し学ぶ機会としての手話教室、小学校等からの要請を受けての手話の学習会などを実施しております。

今のところ、県からの新たな依頼はございませんが、今後聴覚障がい者の理解促進や手話の普及などに関するさまざまな事業展開が想定されますので、県や関係機関と連携を図りながら、聴覚障がいの方とそうでない方が共生することのできる社会の実現に向け、努めていきたいと考えております。

続きまして、聴覚障がい者の相談業務についてお答えいたします。

障がいのある方のさまざまな相談に対応する一般相談支援事業所として、本市には「あずさ」と「すてっぷ」がありますが、残念ながら手話ができる職員はいない現状であります。手話が必要な相談者に対しては、手話通訳の依頼を受けて手話通訳者もしくは手話奉仕員を派遣しております。また、口語や筆談にて会話し、相談支援を実施した事例もあります。

本市では、定例報告会として市内の一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所に毎月集ってもらい、相談の実績報告や困難事例の検討、研修会などを行っておりますが、平成27年度は手話教室を開催し、手話通訳者と聴覚障がい者が講師となり、短時間ではありましたが簡単な手話を勉強することができました。今後もこういった手話教室を実施するとともに、相談支援事業所に積極的に手話を勉強するよう働きかけていきたいと思っております。

また、手話通訳者は市役所社会福祉課と米沢市社会福祉協議会に各1人を配置しておりますが、それぞれの窓口で聴覚障がい者が相談に来所された際には、その内容に合った部署等に御案内する

とともに、手話通訳者の通訳により相談への対応をしております。障がい福祉に関する情報提供についても、社会福祉課等の窓口で通訳や筆談、パンフレット等の提供により対応しております。

続きまして、手話通訳者・通訳士の確保についてお答えいたします。

本市の手話通訳事業は米沢市社会福祉協議会に委託し、山形県の認定を受けた2人の手話通訳者を設置しております。

手話奉仕員は現在12人が登録しており、その中には手話通訳士が1人、手話通訳者が5人おります。議員お述べのとおり、手話通訳士の資格取得は大変困難であることは承知しております。県内においてもこの資格所持者は少なく、このような上級レベルの資格所持者の採用は困難な状況にあります。

資格所持者と同じようなスキルを獲得するために、本市では手話奉仕員養成講座修了後にフォローアップ講座を開催したり、県で開催している現任研修会や手話通訳者試験特別講座を受講したり、県外で開催している行政職員手話講習会への参加など、今後もこのような方向でスキルアップを図ってまいりたいと思います。

最後に、条例制定の取り組みについてお答えいたします。

手話言語条例の制定につきましては、米沢市身体障がい者福祉協会より要望をいただいております。

平成29年10月19日現在で条例を制定した自治体は、全国で13県84市11町となっており、うち山形県が平成29年3月21日に制定しておりますが、県内において制定している市町村はございません。

山形県手話言語条例では、「手話の普及等によりろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする」とありますが、障害者差別解消法にも「共生社会の実現に資することを目的とする」と明記されております。

よって、本市では、今後制定予定の障がい者の差別解消に関する条例に、手話の普及や聴覚障がいのある方とない方の共生社会の実現に関する事項を包含する方向で検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 太田議員の公共交通マスタープランの答弁をお聞きして、また、公共交通網の話をしますと、やっぱりぶれない答弁しか来ないなと思いましたので、やりますと言うとすぐやめたんですが、まだ26分5秒ありますので、させていただきたいと思います。

先ほどから出ています民間事業者の補完的ということだと地方公共団体ができるんだよというお話だったと思います。だとするならば、幹線道路ではなくて路線バスの走っていないところ、そうしたところはいっぱいあるわけですよ。そういったところに走れる車両を使って、交通空白地域を解消する必要があるのではないですかね。その点はどうですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 現段階でというような見解になるわけですが、今後将来的にはそちらのほうは話し合いの中で変わっていくというところも可能性は十分あるわけですが、重複という場合をどういうふうに捉えるかといった場合には、線ではなくてある程度面的なエリアとして捉えられるというようなことであります。そのような見解があります。

したがいまして、ある一つの路線で走っていると、それに並行した裏通りを果たして別のバスが市で運行できるかというところ、それは重複に当たってできないというような見解が示されております。

なかなか一つ一つ具体的な状況を示さないと、そして重複しないというところで協議を進めないと、実際に市が運行するというのは非常にハードルが高いというような状況でございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 市が直営でというのは非常にハードルが高いんだと思います。ただ民間企業と一体となって進めていくことで、そういったこともできるのではないかなというふうに思います。それはちょっと後で触れますけれども。

今の話だと、米沢－小松の便1日3往復、行きが3便、帰りが3便というそれくらいしかありません。ほとんどバスが走っていないみたいな状況で、だからこそデマンド交通という話が出てくるんだというふうに思いますし、あと、今言ったように、現在の路線バスは通学時間帯に絶対に合わないですね。早過ぎたり遅過ぎたり。

米短生・栄養大生にはきちんと南回りバス路線で米沢駅から通う人たちの、市民以外の人たちの足は確保したんです、米沢市。しかし、太田町、あっちのほうから、通町から来る高校生の足にはならない。そういった状況がありますし、今、本当に冬期間の交通手段というものを、通学手段というものを行政が手だてすべきだというふうに思うんです。それはいかがですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 高校生の通学に関しましては、市としてできることは最大限やっていきたいと思いますし、これまでもさまざま民間事業者のほうにお願いをしてきたりするような、その結果できるものでできないものはあるところがございますが、今後も継続をしていきたいと思います。

先ほどのお話と同じことになりますが、やはり市が独自に高校生のために運行するというものは非常にできませんので、今現状の運行の形では、民間の方とどのように協力をして、民間の方の協力をいただけるかというようなところをこれから模索していくしかないというようなところが現状でございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 余り言いたくなかったんですが、そういう話になってくると、じゃ白

布線は臨時便が出ますけれども、米沢駅から。さっきも壇上で言いましたが、米沢駅で満杯なんです。乗れないんですよ、ほかから。ということは、米沢市内の子供たちは乗れない。その恩恵にあずかれない。しかし、米沢市は赤字路線だから補助をしています。そういったことでいいんですかね。これは問いかけです。ちょっとそこは頭に入れていただきたいと。

民間と一緒にやってという、そのリーダーシップをどこがとるかということだと思うんです。地方公共交通に関して、そのリーダーシップを民間業者が今までのようにとってやっていくのか。まちづくりという話もありました。整理をしてという話もありました。でも、総合計画をつくっているわけです、米沢市。

そういった意味で、どっちが先かの話なんですけれども、コンパクトシティーにしたいんですよね。拠点をつくってそこに集めたいんですよね、集落。そこが公共交通空白地域なら、そこに集まりますかね。今までと同じでいいんじゃないと思うのではないですかね。車もあるし、わざわざ引越す必要もないという、そういった状況になるんじゃないかなと。

国でも言っているわけです。先ほど壇上でも言いましたけれども、健康、福祉、教育、環境、さまざまな分野で大きな効果をもたらす、まちづくり、観光にもいい影響をもたらすんだと言っているわけです。しかしながら、米沢市は、マニュアルもそうでしたけれども、何か公共交通という一歩も二歩も引いた状況になっているんじゃないですかね。

先ほど関係団体と話し合いをする必要があるというお話だったので、だとするならば、そういった地方公共交通網形成計画を策定する。そして、実施について必要な協議を行うための協議会というものをつくっていいのはいかがですかね。いかがですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 今後の米沢市の中長期的な公共交通に関する計画は必要だと思っております。昨日、相田克平議員の御質問にもお答えしたところでありますが、関連して。立地適正化、米沢市ではこれから策定に向かいたいというようなところの中で、やはり一緒に公共交通を考えていかななくてはならないというところであります。

したがいまして、これから積極的に市のほうから、各民間事業者も含めて関係者、国、さまざまな道路運送に関する認可許可の権限は国のほうで持っておりますので、そちらのほうも含めて協議をさせていただきたいと思えます。

その上で、やはり最初から協議会という形はなかなか難しいと思えますので、できるだけ早くその方向性を見つけた上で、協議会などもつくっていければ、設置できればいいなと思っているとこでございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 国でも、地方公共交通網形成計画に基づいて地域公共交通特定事業を実施する際には、関係法令の特例措置や国による財政支援等がありますよと、地方債の配慮もしますよと言っているんですね。

そういった意味からも、きちんとこういったものを利用すべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 もちろんそういうものをできれば利用していきたいと思えます。

一方で、道路運送法については全く変わっていないというところが、私としましてはこれまでも何回か運輸局の御担当の方とお話を重ねて、1対1でもお話をさせていただきましたし、話をしておりますが、なかなかそこら辺の今後の持っていく方については、いろいろお話をお聞きしても、実際現実的になると課題があるというような印象を持っております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 課題はいっぱいあります。わかります。けれども、その熱意といえますか、やる気といえますか、米沢市は公共交通網をこうつくっていった、こういったまちづくりをするんだと。そういったことがなければ、なかなかこの路線だけ走らせてくださいと言ったって、なかなかそれは無理な話なのではないかなというふうに思います。これは私の感想です。

市長は「健康長寿日本一」を目指しておられます。しかしながら、高齢者が出かけたくても、健康教室だ、健診、医療機関に行きたくても、移動する手段がなければ行けません。タクシーで毎回行ける、そういう方は本当に少数だと思います。そうすると、だんだん家に閉じこもることになっていく。そうなれば「健康長寿日本一」も危うくなるのではないかなと思ったりするんですが、市長としては移動手段、この公共交通網をどのようにお考えですか。市長のお考えをお伺いします。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 まず、「健康長寿日本一」については、これからどうしていくかというところを検討するわけであります。ですから、今この中で公共交通網と「健康長寿日本一」危うくなると言われても、これからの検討であるということをもまず御理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、この公共交通網の整備のあり方というのは、やっぱりこれから高齢化が進展する、あるいは人口が減少する、また、学園都市を目指す上でどうしていくかという、そういった視点から総合的にやっぱり考えていかなきゃならないことだというふうに思っております。

今、企画調整部長のほうからいろいろ話がありました。問題点一つ一つをどうやってクリアしていけるのか。また、地域の対応もあるというふうに思います。先ほど広幡地区の話を議員されましたけれども、広幡地区においては、やっぱり一軒一軒全て調査をした上でデマンドタクシーというようなことを要望されてきておりますので、そう

いった地域での実情にも合わせてどう取り組んでいくかということも、総合的に判断をしたいというふうに思っておりますので、これはしないということではなくて、しないということではなくて、しっかりと今後課題として取り組んでいかなきゃならないと、このように思っております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 高齢者がやっぱり移動できない、移動手段がない。だからこそ免許も返納できない、そういったことにつながっていますし、近江八幡の例を先ほど言いましたけれども、返納率すごいわけですね。やはりそういったことを目指していかないと、米沢市もなかなか大変なのかなというふうに思います。

時間が無いので次に移りますが、まず、差別解消対応マニュアルの部分ですが、マニュアルの中では、差別に当たるからほかの窓口への相談を希望する場合は社会福祉課へということが窓口紹介としてあるんですけれども、その社会福祉課の窓口に不満があった場合はどちらに相談をすればいいのでしょうか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 社会福祉課の窓口で不満がある場合ということでございますが、窓口で職員の対応において、不満もいろいろ種類あるかと思えます。制度に関するようなものであれば制度改正について国・県に要望する必要もありますし、職員の説明・態度、そういったことが問題であるのであれば服務の問題ということになってくるかと思えます。そのほか職員の説明が足りないとかわかりにくいとかということももちろんあり得ます。能力の問題だと思えますが。

そういった窓口での不満ということであれば、当然社会福祉課で対応すべき内容だというふうに考えております。それ以外の職員の対応以外の案件であれば、行政相談委員の相談とかそういった方法などもあるかと考えております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 苦情がないほうが一番いいわけで、きちっとした対応ができていれば何の問題もないわけですから、そこはきちっとした対応をしていただきたいというふうに思いますし、対応されているんだろうというふうに思います。

ただ、こういった相談の行政相談委員であるとかそういったところがありますよといった情報も、きちっと提示をすべきなのかなと思います。

次に、手話通訳者のレベルアップを図る方策というものを前からお伺いをし、きょうも出されていましたけれども、これについてそれだけで十分なのかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 先ほど御説明申し上げたところとちょっと重なりますけれども、専任通訳者といいますか、手話通訳者の中でもいろいろ資格の面がございます。そういった難しい資格を取得した方は非常に限られているということで、そういった方を完全に採用して対応するということはなかなか難しい状況にありますので、スキルアップの方法は、予算の範囲内になりますけれども、やはり研修会とかフォーラム、そういったものに参加してスキルアップを図っていくということで、現在対応しているところでございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 手話通訳士を取ったから就職できるという状況ではないというふうに聞いています。そういった意味で、余りそういった通訳士さんを正職員として採用する、処遇の改善を図る、そういったことも必要だというふうに思うんですが、その点はいかがですか。今の通訳士さんの処遇も改善をしていく、そういったことがある意味レベルアップにもつながっていくのではないかなというふうにも思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 今、手話通訳者として市役所と社会福祉協議会にそれぞれ1名配置しているというふうな状況でございます。

現在、さらに人数をふやすということは今の時点ではちょっと考えておりませんので、当面そういった方の採用については考えていないところでございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) 処遇改善はどうなったんですか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 処遇改善については、ちょっとまだいろいろ検討の余地があるかと思えます。今後いろいろ他市の状況などお聞きしながら検討してまいりたいと思えます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) レベルアップだけ図っていただいて、レベルアップしたけれども全然待遇が変わらないということでは、やっぱりなかなかそこに踏み込んでいただけないというふうに思うんです。

研修を受けるとしても時間もとられますし、もしかするとどこかに行って何日間か受けなくちゃならないといったことであれば、なかなかそれを受けて、じゃその後どうなのとなれば、やっぱり一方でそういった待遇面の改善、処遇面の改善というものも必要だというふうに思いますので、ぜひその点について検討をお願いしたいと思えます。

続いて、第4期米沢市障がい福祉計画の中で、障がいのある方の意思の尊重というふうに出ているんですが、この意思の尊重というのを当局はどのように捉えられておりますか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 障がい福祉計画の中での意思の尊重ということでございますので、障がいを持つ方が障がい福祉サービスを利用する際、相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者やその

家族の意思を尊重してサービス利用計画を作成して、それをもとにサービスの支給決定を行っている、そういった状況でございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) きちんとそこができていのかというのがちょっと疑問点もあります。せつかくこういうふうがいいことを述べているわけですから、ぜひそこはやっぱりそれを尊重してほしいなというふうに思います。

先ほど条例については、差別解消条例の中に共生社会を目指すということでの包括した形で持っていきたいなというふうなお話がありました。何かそれだけでいいのかなというふうにも思いますし、手話だけではなくて障がい者の方のコミュニケーションツール、これを全て尊重するんだという条例を持っているところもでございます。そういったことも視野に入れた検討をすべきだと私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 障がいのある方へのコミュニケーションに関しましては、聴覚障がいのみではなく、視覚障がいや知的障がい、発達障がいなどさまざまな障がいにおきまして支援が必要になる場合がございます。障がい者の差別解消に関する条例の検討の際には、さまざまな障がい者が円滑なコミュニケーションを図れる方策を検討していきたいと考えております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) とするならば、やはり包括してということじゃなくて1章ぐらい設けて、そのコミュニケーションツールを尊重する章みたいなのを設けていくというのも、ある意味一つの方策ではないかなというふうに思います。

できれば手話言語条例をつくっていただきたい。そして、手話を言語として認める。そして、それをみんなで共有できる、そういった社会、手話だけではなくて、やはりそこから先ほど言いましたけれどもコミュニケーションツール、それをきち

っと尊重できる、そういった社会にすべきだというふうに思います。

そういった米沢にしていくためにも、これからもぜひいい意味での検討をお願いしたいというふうに思いますし、早期に条例の、平成30年というふうな話でありましたけれども、早期の実現をお願いしたいというふうに思います。

これについては、中川市長、全国手話言語市区長会の会員でもあられますから、そこら辺は市長のほうに十分にわかっておられる話だというふうに思いますので、ぜひその点は要望して、ちょうど5分ぐらいを残して終わっていきたいと思います。

○島軒純一議長 以上で18番小久保広信議員の一般質問を終了します。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時15分 散 会